

第1章 総則

第1節 推進計画の趣旨

（1）計画の目的

この計画は、近い将来に発生が懸念される南海トラフ地震（南海トラフ及びその周辺の地域における地殻の境界を震源とする大規模な地震）に備え、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ特措法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、推進地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

（2）計画の性格と役割

ア この計画は、南海トラフ地震災害に関して、県、市及びその他の防災関係機関の役割と責任を明らかにするとともに、防災関係機関の業務等についての基本的な事項を示す。

イ この計画は、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成26年3月28日中央防災会議作成）等を踏まえて作成する。

ウ この計画は、次の役割を担う。

（ア） 市その他の防災関係機関においては、この計画に基づく対策の推進のための細目の作成に当たっての指針とする。

（イ） 市において、南海トラフ地震防災対策推進計画の作成に当たっての指針とする。

（ウ） 一定の事業者においては、南海トラフ地震防災対策計画等の作成に当たっての参考となること。

第2節 推進区域

（1）兵庫県内の推進地域の区域

南海トラフ特措法第3条第1項に基づき指定された本県の推進地域の区域は以下のとおりである。
また、そのうち、同法第10条第1項に基づき指定された津波避難対策特別強化区域は洲本市、南あわじ市である（平成26年3月31日内閣府告示第22号）。

【推進地域：平成26年3月31日内閣府告示第21号】

神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、加古川市、赤穂市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、加西市、南あわじ市、淡路市、加東市、たつの市、加古郡及び揖保郡の区域

【指定基準の概要】

推進地域：震度6弱以上の地域・津波高3m以上で海岸堤防が低い地域

特別強化区域：津波により30cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域、特別強化地域の候補市町村に含まれる沿岸市町



第3節 防災機関の業務の大綱

地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務は以下のとおりとする。

1 指定地方行政機関

機関名	予防	応急	復旧 復興	業務の大綱
近畿農政局 (兵庫県拠点)	★			1 農地農業用施設等の災害防止事業の指導・助成 2 農作物等の防災管理指導 3 地すべり区域(直轄)の整備
		★		1 土地改良機械の緊急貸付け 2 農業関係被害情報の収集報告 3 農作物等の病虫害防除の指導 4 食料品、飼料、種もみ等の供給あっせん 5 災害救助用米穀の供給(売却)
			★	1 各種現地調査団の派遣 2 農地、農業用施設等の災害復旧事業の指導及び助成 3 被害農林漁業者等に対する災害融資の指導及び助成
神戸運輸監理部 (姫路海事事務所) (兵庫陸運部)		★		1 所管事業に関する情報の収集及び伝達 2 緊急海上輸送確保に係る船舶運航事業者に対する協力要請 3 特に必要と認められる場合の輸送命令 4 貨物輸送確保に係る貨物輸送事業者に対する協力要請 5 道路運送に係る緊急輸送命令に関する情報収集
			★	1 被災 等に対する本格的な機能復旧の指導 2 交通機関利用者への情報提供 3 被災地方公共団体の復興計画策定に対する協力・支援 4 被災関係事業者に対する支援
第五管区 海上保安本部 (姫路海上保安部)	★			1 海上災害に関する防災教育・訓練及び海上防災思想の普及・啓蒙 2 災害応急資機材の整備・保管及び排出油防除協議会の指導・育成 3 危険物積載船舶等に対する安全対策指導

機関名	予防	応急	復旧 復興	業務の大綱
第五管区 海上保安本部 (姫路海上保安部)		★		1 海上災害に関する警報等の伝達・警戒 2 海上及び港湾施設等臨海部の被災状況調査 3 事故情報の提供 4 海上における人命救助 5 海上における消火活動 6 避難者、救援物資等の緊急輸送 7 海上における流出油等事故に関する防除措置 8 船舶交通の制限・禁止及び整理・指導 9 危険物積載船舶等に対する荷役の中止及び移動の命令 10 海上治安の維持 11 海上における特異事象の調査
			★	1 海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止 2 海上交通安全の確保 3 必要に応じて船舶交通の整理、指導 4 工事関係者に対する事故防止に必要な指導 5 海洋環境の汚染防止 6 海上交通安全の確保
兵庫労働局 (相生労働基準監督署)	★			1 工場、事業所における労働災害防止の監督、指導
国土交通省 近畿地方整備局 (姫路河川国道事務所)	★			1 直轄公共土木施設の整備と防災管理 2 応急機材の整備及び備蓄 3 指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達 4 港湾施設(直轄)の整備と防災管理
		★		1 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備 2 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保 3 直轄公共土木施設の二次災害の防止 4 港湾及び海岸(港湾区域内)における災害応急対策の技術指導 5 緊急を要すると認められる場合の緊急対応(TEC-FORCE) 6 油流出事故が発生した場合の油回収船の出動 7 直轄被災港湾施設の緊急対策の実施
			★	1 直轄公共土木施設の復旧 2 被災港湾施設(直轄)の復旧

2 自衛隊

機関名	予防	応急	復旧 復興	業務の大綱
陸上自衛隊 第3師団 (中部方面特科連隊)		★		人命救助又は財産保護のための応急対策の実施

3 兵庫県

機関名	予防	応急	復旧 復興	業務の大綱
西播磨県民局 総務企画室		★		1 災害応急対策の総合連絡調整及び実施 2 兵庫県に対する支援要請取りまとめ
光都土木事務所	★			1 公共土木施設(所管)の整備と防災管理 2 水防体制の整備強化
		★		1 公共土木施設(所管)の応急対策 2 水防警報の発表、伝達
			★	被災公共土木施設(所管)の復旧
光都農林振興事務所	★			1 防災営農林体制の推進 2 保安林、地すべり防止施設等の整備その他治山事業の推進
		★		1 災害対策用木材の調達あっせん 2 災害時における病虫害の防除、家畜の管理衛生及び飼料の確保等応急対策
			★	1 農林関係施設の復旧 2 被災農林業者に対する災害融資
光都土地改良センター	★			農地、農業用施設等の防災事業の推進
			★	農地、農業用施設の復旧
龍野健康福祉事務所 赤穂健康福祉事務所		★		防疫等応急保健衛生対策
兵庫県教育委員会 播磨西教育事務所	★			1 教育委員会に属する施設の整備と防災管理 2 交通安全教育、防災教育の実施
		★		1 教育施設(所管)の応急対策の実施 2 被災児童・生徒の応急教育対策の実施
			★	1 被災教育施設(所管)の災害復旧 2 学校教育充実のための対策の実施 3 体験を通じての生きる力を育む教育の推進 4 児童・生徒のこころのケアの実施

機関名	予防	応急	復旧 復興	業務の大綱
知事部局・企業庁	★			1 県、市町、防災関係機関の災害予防に関する事務又は業務の総合調整 2 市町等の災害予防に関する事務又は業務の支援 3 県土の保全、都市の防災構造の強化など地域防災基盤の整備 4 防災に関する組織体制の整備 5 防災施設・設備等の整備 6 医療、備蓄、輸送等の防災体制の整備 7 防災に関する学習の実施 8 防災訓練の実施 9 防災に関する調査研究の実施 10 県所管施設の整備と防災管理 11 交通安全対策の実施
		★		1 県、市町、防災関係機関の災害応急対策に関する事務又は業務の総合調整 2 市町等の災害応急対策に関する事務又は業務の支援 3 災害応急対策に係る組織の設置運営 4 災害情報の収集・伝達 5 災害情報の提供と相談活動の実施 6 水防活動の指導 7 被災者の救援・救護活動等の実施 8 廃棄物・環境対策の実施 9 交通・輸送対策の実施 10 県所管施設の応急対策の実施
			★	1 県、市町、防災関係機関の災害復旧に関する事務又は業務の総合調整 2 市町等の災害復旧に関する事務又は業務の支援 3 県所管施設の復旧 4 県、市町、防災関係機関の災害復興に関する事務又は業務の総合調整 5 市町等の災害復興に関する事務又は業務の支援 6 災害復興対策に係る組織の設置運営 7 災害復興計画の策定及び都市・都市基盤、住宅、保健・医療、福祉、環境、生活、教育・文化、産業・雇用等、復興事業の実施

4 警察

機関名	予防	応急	復旧 復興	業務の大綱
相生警察署	★			1 捜索、救助、救急活動を実施するに当たって必要な資機材の整備 2 緊急輸送活動を円滑に進めるための道路交通管理体制の整備 3 防災資機材の整備 4 防災訓練等の実施
		★		1 情報の収集 2 救出救助、避難誘導等 3 交通規制の実施、緊急交通路の確保等
			★	1 治安維持対策の推進 2 仮設住宅等における民心の安定

5 相生市

機関名	予防	応急	復旧 復興	業務の大綱
相生市	★			1 地域防災基盤の整備 2 防災に関する組織体制の整備 3 防災施設、設備の整備 4 医療、備蓄、輸送等の防災体制の整備 5 防災に関する学習の実施 6 防災訓練の実施 7 市所管施設の整備と防災管理
		★		1 市域に係る災害応急対策の総合的推進 2 情報収集・伝達 3 災害応急対応に係る組織の設置・運営 4 被災者の救援・救護活動等の実施 5 交通・輸送対策の実施 6 市所管施設の災害応急対策の実施 7 廃棄物・環境対策の実施
			★	1 市域に係る災害復旧の事務又は業務実施 2 市所管施設の復旧 3 市域に係る災害復興の事務又は業務実施 4 市所管施設の復興

6 消防・水道

機関名	予防	応急	復旧 復興	業務の大綱
西はりま消防組合 相生消防署	★			1 消防に関する訓練の実施及び消防防災教育の普及・啓発 2 消防施設、設備の整備及び点検 3 消防資機材の備蓄、整備及び点検 4 その他災害予防の推進
		★		1 避難の誘導 2 情報の収集及び伝達 3 被災者に対する救助及び救護措置 4 火災及びその他災害の防御又は拡大の防止措置
			★	消防施設及び設備の復旧
西播磨水道企業団	★			上水道施設の整備と防災管理
		★		1 災害時における飲料水の供給 2 上水道施設の災害応急対策
			★	上水道施設の復旧

7 指定公共機関

機関名	予防	応急	復旧 復興	業務の大綱
日本郵便（株） （相生郵便局） （相生港郵便局）		★		1 災害時における郵政事業運営の確保 2 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び 援護対策
			★	被災郵政事業施設の復旧
日本赤十字社 （兵庫県支部）		★		1 災害時における医療救護 2 救援物資の配分
西日本高速道路（株） （関西支社）	★			有料道路（所管）の整備と防災管理
		★		有料道路（所管）の応急対策の実施
			★	被災有料道路（所管）の復旧
西日本旅客鉄道（株） （相生駅） （西相生駅）	★			鉄道施設の整備と防災管理
		★		1 災害時における緊急鉄道輸送 2 鉄道施設の応急対策の実施
			★	被災鉄道施設の復旧
NTT 西日本（株） （兵庫支店）	★			電気通信設備の整備と防災管理
		★		1 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 2 災害時における非常緊急通信
			★	被災電気通信設備の災害復旧

機関名	予防	応急	復旧 復興	業務の大綱
(株) NTTドコモ (関西支社)	★			電気通信設備の整備と防災管理
		★		1 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 2 災害時における非常緊急通信
			★	被災電気通信設備の災害復旧
NTTドコモ ビジネス(株)	★			電気通信設備の整備と防災管理
		★		1 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 2 災害時における非常緊急通信
			★	被災電気通信設備の災害復旧
KDDI(株) (関西総支社)	★			電気通信設備の整備と防災管理
		★		電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施
			★	被災電気通信設備の災害復旧
ソフトバンク (株)	★			電気通信設備の整備と防災管理
		★		電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施
			★	被災電気通信設備の災害復旧
楽天モバイル (株)	★			電気通信設備の整備と防災管理
		★		電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施
			★	被災電気通信設備の災害復旧
関西電力 送配電(株) (姫路本部)	★			電力供給施設の整備と防災管理
		★		電力供給施設の応急対策の実施
			★	被災電力供給施設の復旧
大阪ガス(株) 大阪ガスネットワ ーク(株) (導管事業部 兵庫導管部)	★			ガス供給施設の整備と防災管理
		★		ガス供給施設の応急対策の実施
			★	被災ガス供給施設の復旧

8 指定地方公共機関

機関名	予防	応急	復旧 復興	業務の大綱
(株)ウイング神姫	★			1 道路状況の把握 2 災害時における対応の指導
		★		災害時における緊急陸上輸送
西播通運(株)	★			1 道路状況の把握 2 災害時における対応の指導
		★		災害時における緊急陸上輸送
一般社団法人 兵庫県 LPガス協会	★			LP ガス供給設備の防災管理
		★		1 LP ガス供給設備の応急対策の実施 2 災害時における LP ガスの供給
			★	被災 LP ガス供給設備の復旧
相生市 社会福祉協議会	★			1 ボランティアの登録、研修の実施 2 ボランティアコーディネーターの養成
		★		1 ボランティア活動に関する連絡調整 2 ボランティアの受入体制の確保 3 その他市が実施する応急対策への協力
一般社団法人 相生市医師会		★		災害時における医療救護
			★	外傷後ストレス障害等の被災者への精神的身体的支援

第4節 南海トラフ地震（M9クラス）の被害の特性

最大クラス（M9クラス）の地震・津波が発生した場合に想定される被害の特性は、次のとおりである。

（1）広域的な被害

関東から九州にかけて広域的な被害の発生が想定され、特に、太平洋沿岸地域では、甚大な津波被害が生じることが想定される。

（2）地震による被害

ア 揺れによる被害

淡路島や神戸・阪神地域や東播磨地域を中心に揺れによる建物・人的被害の発生が想定される。

イ 堤防等の機能損傷

揺れや液状化により、堤防の損壊又は機能不能、水門、陸閘等のレールのゆがみ、閉鎖不能が生じ、津波浸水被害が拡大するおそれがある。

ウ 火災の発生

住宅密集地域などで火災が発生し、延焼も生じることが想定される。

エ 長周期地震動による被害

長周期、長時間（数分間）の横揺れにより、液状化とそれに伴う被害が発生する。また、高層ビルなど長大構造物で相当の被害が懸念される。

オ 土砂災害の発生

急傾斜地や林地の崩壊等の発生が想定される。

カ 帰宅困難者の発生

帰宅困難者が発生することが想定される。

（3）津波による被害

ア 浸水被害

津波による浸水被害の発生が予想される。防潮扉等が閉鎖できなかった場合は、広範囲に浸水し、避難が遅れた場合は、人的被害が生じることが想定される。

イ 船舶による被害

係留船舶、航行船舶が堤防等に衝突し、又は乗り上げ、船舶自体の損壊のほか、海岸構造物、建築物の破壊、道路の封鎖等が生じるおそれがある。タンカー等が係留されていた場合、火災、爆発の危険性もある。

ウ ガレキ等の大量発生

津波で浸水した地域では、揺れによる家屋の倒壊に伴う瓦礫に加え、海底から打ち上げられたヘドロに埋まり、海域では浮流物が生じるおそれがある。

また、それらの除去に相当の時間と費用がかかる可能性がある。

エ 地下空間の浸水

地下空間が浸水し、店舗、給電施設、コンピューター制御施設、動力施設等の水損が生じるおそれがある。

オ 津波火災の発生

津波によって堆積した瓦礫などの可燃物に引火し、延焼が発生する可能性がある。

第5節 減災シナリオの実現

（1）基本理念

しなやかに耐え、いち早く立ち直る 減災社会の実現

（2）減災社会像

- （ア） 市民の命を守りぬく
- （イ） 市民財産の損害を大幅に減らす
- （ウ） 市民生活をいち早く回復する

（3）減災アクション

ア 市民と行政の災害対応力を高める

津波からの避難徹底・消防・救助・救急体制の強化など、市民と行政の災害対応力を高め、被害の発生・拡大を抑止する。

- （ア） 避難対策の徹底
- （イ） 消防・救助・救急体制の強化
- （ウ） 地域・家庭の防災力向上
- （エ） 防災・減災教育及び研究の推進
- （オ） 防災体制の強化

イ 被災生活支援と復旧復興への体制を整える

被災生活上の支障を軽減させるとともに、すみやかな復旧・復興を図る。

- （ア） 被災生活支援体制の構築
- （イ） 交通・物流機能継続体制の強化
- （ウ） 生活・住まいの再建対策

第2章 災害対策本部の設置等

第1節 組織及び職員の動員等

市長は、南海トラフ地震等巨大地震が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに相生市災害対策本部及び必要に応じて現地災害対策本部（以下「災害対策本部等」という。）を設置し、兵庫県災害対策本部、指定地方公共機関、指定公共機関、指定地方公共機関等と緊密な連絡、協力の下、災害応急対策を実施する。

組織及び事務分掌については、相生市災害対策本部条例（昭和38年条例第22号及び相生市災害対策本部設置要綱（昭和38年訓令第6号））に定めるところによるが、その概要は、次のとおりである。

第2節 組織の設置

（1）組織図

市長は、南海トラフ地震又は当該地震と判定されうる規模等の地震が発生したと判断したときは、相生市災害対策本部を設置し、的確かつ円滑にこれを運営することとする。

*第3編「災害応急対策計画」第2章「迅速な災害応急活動体制の確立」第1節「組織及び職員の動員等」の3 取組み内容「（4）組織図」を参照

（2）分掌業務

各担当班の分掌業務は次のとおりとする。

*第3編「災害応急対策計画」第2章「迅速な災害応急活動体制の確立」第1節「組織及び職員の動員等」の3 取組み内容「（5）分掌業務」を参照

（3）動員計画

市は、防災関係における職員の動員（参集・配備）体制について定める。

*第3編「災害応急対策計画」第2章「迅速な災害応急活動体制の確立」第2節「動員計画」を参照

第3章 地震発生時の応急対策等

第1節 地震発生時の応急対策

南海トラフ地震等巨大地震発生時の応急対策は、情報の収集・伝達、人命救助、火災の消火等、発災後直ちに必要となる活動と避難収容、給水、給食などのように、被害状況に応じ発災後ある程度の時間を経て必要となる活動を円滑に実施することが大切となる。

地震発生からの時間の経過に応じた活動計画とし、南海トラフ地震発生時の応急対策活動を迅速かつ効率的に実施する。

1 実施主体

	担 当 班	項 目
市 担 当	各班 〔取りまとめ〕 防災班	(1) 情報の収集・伝達 (2) 施設の緊急点検・巡視
	防災班 企画総務班 救護班 消防団	(3) 救助・救急活動・医療活動・消火活動
	防災班 長寿福祉班	(4) 物資調達
	防災班 財政班 建設農林総務班	(5) 輸送活動
	環境班	(6) 保健衛生活動・防疫活動
	防災班	(7) 帰宅困難者対策
		(8) 二次災害防止等

2 取組み内容

(1) 情報の収集・伝達

ア 情報の収集・伝達

市は、災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報を収集することとする。

その際、当該災害が、自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができないような災害である場合は、至急その旨を県（災害対策局）に通報するとともに、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速な情報の報告に努めることとする。

イ 避難のための指示

(ア) 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、市民等の生命及び身体を保護するために必要があるときは、必要と認める地域の必要と認める市民等に対し避難の指示をすること

する。

- (イ) 市長は、避難のための立退きを指示し、又は立退先を指示したときは、速やかにその旨を知事に報告することとする。
- (ウ) 警察官又は海上保安官は、市長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は市長から要求のあったときは、市民等に対して避難の指示をすることとする。この場合、警察官又は海上保安官は直ちに避難の指示をした旨を市長に通知することとする。
- (エ) 災害派遣を命ぜられた自衛官は、天災等により危険な事態が発生した場合に警察官がその場にいないときは、その場に居合わせた者に警告を発し、特に急を要する場合は避難をさせることとする。
- (オ) 強い地震（震度4程度以上）が発生したとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、市長は、必要と認める場合、避難対象地域（津波により避難が必要となることが想定される地域）の市民をはじめ、海浜にある者、海岸付近の市民等に直ちに海浜から退避し、安全な場所に避難するよう指示することとする。
- (カ) 地震発生後、気象庁から津波警報等が発表されたときには、市長は、避難対象地区の市民をはじめ、海浜にある者、海岸付近の市民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう指示することとする。

なお、日本放送協会からの放送以外の法定ルート等により市長に津波警報が伝達された場合にも、同様の措置をとることとする。

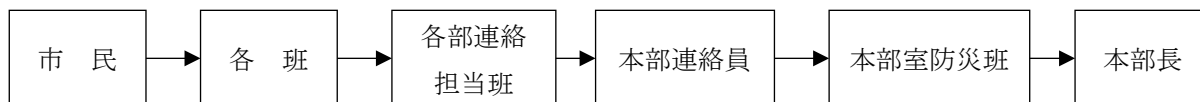
（２）施設の緊急点検・巡視

各班は、通信施設、水門等の津波防災施設、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努める。

ア 被害状況の収集

被害状況の収集については、各部においてそれぞれ収集したものを本部室防災班において取りまとめるものとする。

なお、夜間、勤務時間外等における災害発生時の第1報は、職員の登庁途上における被害状況の概略把握結果により整理する。



イ 各部における調査事項及び報告系統

部	調査事項	調査（報告）系統
本部室	取りまとめ	防災班 — 各部総務班 — 各班
企画総務部	1 防災関係機関の被害状況調査	企画総務班 — 関係機関

財務部	1 市有財産の被害調査 2 人、住家の被害調査	財政班 調査班	市民
市民生活部	1 市民の被害状況調査 2 商工関係の被害調査 3 環境衛生施設の被害調査	市民生活総務班 地域振興班 環境班	市民 調査班 市民 商工施設 民間施設 市立施設
健康福祉部	1 社会福祉施設の被害調査 2 医療施設の被害調査	長寿福祉班	社会福祉施設 市内病院・診療所
建設農林部	1 土木関係の被害調査 2 建築関係（住宅）の被害調査 3 農林・水産関係の被害調査 4 下水道施設の被害調査	建設農林総務班 下水道班 農林水産班	市民 調査班 市民 市立施設 民間施設 市民 市立施設 民間施設
救護部	医療施設（市民病院）の被害調査	救護総務班	市民病院
教育部	教育関係施設の被害調査	教育部庶務班	各幼稚園 各学校 社会教育施設
西はりま 消防組合 相生消防署	1 救急救助に関する被害調査 2 火災に関する被害調査 3 行方不明に関する被害調査	相生消防署	西はりま消防組合

（3）救助・救急活動・医療活動・消火活動

救助・救急活動・医療活動・消火活動に関しては、第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動の展開」の下記節に定めるところによる。

第2節「消防活動計画」

第3節「水防計画」

第4節「被災者救出計画」

第5節「救急医療対策計画」

第6節「医療・救護計画」

また、海上保安本部は、津波によって、海上に流された者や生死不明の状態にある者に関して、関係機関と連携し、捜索・救助活動を行うこととする。

なお、これらの活動に当たっては、要員の安全確保に配慮することとする。

（4）物資調達

被害想定等を基に、自らが行う防災活動等のために必要な食料、飲料水、生活必需品等の物資は、第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動の展開」の下記節に定めるところによる。
 第12節「食料供給計画」

第13節「給水計画」

第14節「物資供給計画」

市は、発災後適切な時期において、市が所有する公的備蓄量、企業との協定等により調達可能な流通備蓄量、他の市町との協定等による調達量について、主な品目別に確認し、県に対して、その不足分の供給の要請を行うこととする。

（5）輸送活動

道路管理者は、国の具体計画に定める緊急輸送ルートの点検、道路啓開を行うこととする。

その他輸送活動については、第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動の展開」第7節「交通・輸送計画」に定めるところによる。

（6）保健衛生活動・防疫活動

第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動の展開」第16節「防疫計画」に定めるところによる。

（7）帰宅困難者対策

市は、帰宅困難者の不安を取り除き社会的混乱を防止するため、徒歩帰宅者のための支援策等について、第2編「災害予防計画」第5章「災害の予防と被害軽減対策」第11節「災害時通勤・通学・帰宅困難者対策の推進」に定めるところによる。

（8）二次災害防止等

【陸域】

市、関係事業者等は、地震・津波による危険物施設等における二次災害防止のため、必要に応じて施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施することとする。

なお、これらの活動に当たっては、要員の安全確保に配慮することとする。

【海域】

海上保安本部、県及び市は、物資等の散乱による輸送活動の支障、流出油等による海上汚染や火災の発生等、予想される二次災害の拡大を防止するための措置を講じることとする。

また、港湾管理者等は、災害発生後の海上輸送の早期再開のため、関係機関と連携し、津波に流された漂流物の早期回収に努めることとする。

なお、これらの活動に当たっては、要員の安全確保に配慮することとする。

第2節 資機材、人員等の配備手配

南海トラフ地震発生時の資機材、人員等の配備について定める。

1 実施主体

	担 当 班	項 目
市 担 当	防災班 長寿福祉班	(1) 物資等の調達手配
	各班	(2) 災害応急対策に必要な資機材及び人員配置
		(3) 水防資器材の備蓄状況

2 取組み内容

(1) 物資等の調達手配

詳細は、第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動の展開」の下記節に定めるところによる。

第2節「消防活動計画」

第14節「物資供給計画」

(2) 災害応急対策に必要な資機材及び人員の配置

- (ア) 市その他の防災関係機関は、地震が発生した場合において、県地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急・復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うこととする。
- (イ) 市その他の防災関係機関は、防災備蓄倉庫や水防倉庫に備蓄された資機材を使用し、被災した施設等の応急・復旧対策を実施することとする。
- (ウ) 災害応急対策に係る人員の配置については、第3編「災害応急対策計画」第2章「迅速な災害応急活動体制の確立」第2節「動員計画」の定めるところにより迅速かつ的確に対応する。
- (エ) 市は災害応急対策に必要な資機材の調達状況及び人員の配置状況を県に報告することとし、必要に応じ物資の調達、人員の派遣についての要請を行うこととする。

(3) 水防資器材の備蓄状況

(ア) 水防倉庫設置場所

倉 庫 名	所 在 地	面積
相 生 倉 庫	旭一丁目1番3号(防災倉庫内)	82.50 m ²
若 狭 野 倉 庫	若狭野町寺田字西河原329-3番地先	52.05 m ²
矢 野 倉 庫	矢野町二木字京明12番地先	22.68 m ²

(イ) 水防資器材の備蓄状況

(令和6年6月1日現在)

品名	区分	相生倉庫	若狭野倉庫	矢野倉庫	計
ビニール袋 (枚)	土のう袋	6,400	6,700	6,600	19,870
	1t土のう袋	170			
	計	6,570			
シート	(枚)	34	20	24	78
縄	(巻)	14	10	10	34
木杭	(本)	34	50	43	127
鋼管杭	(本)	215	80	36	331
掛矢	(挺)	15	10	10	35
スコップ	(挺)	47	30	30	107
じょれん	(挺)	8	10	10	28
つるはし	(挺)	6	5	5	16
一輪車	(台)	5	5	5	15
なた	(挺)	9	5	5	19
厚鎌	(挺)	7	10	10	27
たこづち	(挺)	2	2	2	6
クリッパー	(挺)	6	2	2	10
のこぎり	(挺)	5	4	4	13
番線	(kg)	50	50	50	150
大ハンマー	(本)	7	4	4	15
ロープ	(本)	17	7	5	29
シノ	(本)	4	3	2	9
ハンドマイク	(個)	1	1	1	3
モッコ(リング付)		2	2	2	6
手カギ	(挺)		2	2	4
土留鋼板	(式)	1	1	1	3

第3節 他機関に対する応援要請

市の対応能力を超えた大規模な災害が発生した場合は、市は近隣市町、県、国をはじめ、防災関係機関、団体等に対し速やかに応援を要請し、市民の生命、身体及び財産の確保について万全の措置をとる必要がある。災害対策基本法や各種協定に基づき、応援要請を行い、他の地方公共団体、防災関係機関等に対し応援を要請し、円滑な応急・復旧活動を確保する。

1 実施主体

	担 当 班	項 目
市 担 当	防災班	(1) 応援協定
		(2) 他市町からの応援要請
		(3) 自衛隊の派遣要請
		(4) 兵庫県消防防災航空隊支援要請計画

2 取組み内容

(1) 応援協定

ア 法に基づくもの

- (ア) 相生市から近隣市町に対する応急措置の応援要請（法第67条）
- (イ) 兵庫県に対する応急措置の応援要請及び実施要請（法第68条）
- (ウ) 兵庫県から市町に対する応急措置の応援指示と応急措置の実施指示（法第72条）
- (エ) 相生市から近隣市町に対する職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）
- (オ) 兵庫県に対する職員派遣のあっせん要請（法第30条第2項）
- (カ) 兵庫県に対する指定行政機関、指定地方行政機関の職員派遣のあっせん要請（法第30条第1項）
- (キ) 相生市から指定地方行政機関に対する職員の派遣要請（法第29条第2項）

イ 相互応援協定等

（令和7年10月1日現在）

【行政間】

番号	協 定 名	締結年月日	協定締結先	協定内容
1	兵庫県広域消防相互応援協定	S63.8.1	県下全市町・組合	災害時応援活動
2	兵庫県自治体病院開設者協議会初動時相互応援に関する協定	H8.1.16	兵庫県・神戸市等 25病院開設者	医療救護チームの派遣 患者受入
3	西播磨地域災害時等相互応援に関する協定	H8.4.1	姫路市・たつの市・赤穂市等 11市町	物質、資機材の斡旋・提供、職員の派遣、被災者の受入

番号	協定名	締結年月日	協定締結先	協定内容
4	義士親善友好都市間における災害応急対策活動の相互応援に関する協定	H8. 4. 1	北海道砂川市・岩手県一関市・赤穂市等23市区	物質、資機材の斡旋・提供、職員の派遣、施設の提供
5	兵庫県水道災害相互応援に関する協定	H10. 3. 16	兵庫県、県下全市町各水道事業所	応急給水・復旧作業 作業に必要な資機材の搬出
6	兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定	H17. 9. 1	兵庫県・県下全市町・組合	資機材等の提供・斡旋、職員の派遣、中間処理実施、処理業者の斡旋
7	兵庫県及び市町相互の災害時応援協定	H18. 11. 1	兵庫県・県下全市町	資機材・物資等の提供・斡旋、職員の派遣 被災者の受入
8	災害ボランティアセンターの設置等に関する協定	H20. 7. 31 (当初)	相生市社会福祉協議会	ボランティアセンターの設置
9	播磨広域防災連絡協定	H24. 5. 29 (当初)	播磨地域13市9町	物質・資機材の斡旋、提供、職員の派遣
10	近畿地方整備局「災害時等の応援に関する申し合わせ」	H24. 10. 17	近畿地方整備局	車両、災害対策用機械等、通信機器等貸付、職員（専門家）の派遣
11	災害時相互支援協定	H26. 5. 24	高知県須崎市	食料・医療等の物資及び資機材の提供、職員の派遣、被災者児童の受入、ボランティアの斡旋等
12	災害の協力に関する覚書	R3. 1. 22	近畿地方整備局 姫路河川国道事務所	国道2号等の災害時の対応を円滑化する相互応援

【支援物資】

番号	協定名	締結年月日	協定締結先	協定内容
1	緊急時における生活物資確保に関する協定	H10. 6. 30	生活協同組合コープこうべ	生活物資の確保・提供（パン、飲料水、ローソク、タオル、毛布等30品目）
2	災害時における生活物資の安定供給等に関する協定	H18. 12. 20	マックスバリュ西日本(株)	食品・物資・施設・価格情報の提供
3	災害時における物資供給に関する協定	H24. 4. 26	セッツカートン(株)	段ボール製簡易ベッド等
4	災害時における生活物資の安定供給等に関する協定	H31. 3. 28	(株)カワベ	生活物資の確保

番号	協定名	締結年月日	協定締結先	協定内容
5	災害時における飲料供給に関する覚書	R4. 4. 1	ダイドードリンコ(株)	非常時飲料供給機能付き自動販売機
6	災害時における非常用備品の支援等に関する協定	R5. 9. 20	株式会社西播テント工業	避難所及び救援物資等保管用テント等の供給
7	災害時における物資供給に関する協定	R7. 6. 2	NPO法人コメリ災害対策センター	物資の優先供給
8	災害時における物資供給に関する協定	R7. 9. 24	プラス株式会社ジョイntenテックスカンパニー	災害時における物資供給

【災害支援】

番号	協定名	締結年月日	協定締結先	協定内容
1	災害時における応急対策業務に関する協定	H19. 7. 24	マリンスポーツ財団 マリスクラブ相生	資機材の提供操縦者の派遣
2	災害対策用支援機材に関する協定	H20. 4. 1	ハリマホームガス(株)	緊急炊き出し用機材の提供
3	災害時における応急救助活動の協力に関する協定	H20. 7. 31	兵庫県自動車整備振興会(西播西支部相生ブロック)	資機材の提供 車両の緊急整備・応急処置
4	災害時に係る情報発信等に関する協定	H24. 10. 1	ヤフー	避難情報の掲載、キャッシュサイトによる負荷軽減
5	災害時における臨時災害放送局開設に関する協定	H25. 3. 27	兵庫県エヌエイチケイアイテック	兵庫県内における災害発生時の臨時災害放送局開設
6	播磨広域連合協議会と日本郵便株式会社との連携・協力に関する協定	H25. 5. 31	姫路市・相生市・加古川市・赤穂市等 21市町 日本郵便(株)近畿支社	災害時における相互協力
7	災害時におけるLPガスの供給に関する協定	H26. 3. 25	兵庫県LPガス協会西播西支部相生地区会	物資(LPガス)調達・供給
8	災害時における応急対策業務に関する協定	H27. 7. 16	兵庫県電気工事工業組合西播支部相生地区	災害時における応急対策業務(電気工事)
9	大規模災害時における被災者支援協力に関する協定	H28. 10. 1	播磨地域連携協議会(明石市を除く12市9町)と兵庫県行政書士会	災害時(災害救助法第2条が適用された場合)における被災者支援のための行政書士業務
10	災害時における燃料供給等に関する協定	H31. 3. 28	相生石油組合	災害時の燃料等の優先供給
11	災害時における物資等の輸送に関する協定	R2. 9. 14	赤帽兵庫県軽自動車運送協同組合	物資等の輸送に必要な軽貨物自動車の提供

番号	協定名	締結年月日	協定締結先	協定内容
12	避難所等情報提供に関する協定	R2. 9. 25	三井住友海上火災保険 (株)姫路支店	市民や市に訪れた観光客に 市内の最新の避難所等の情 報を提供
13	災害時における救援物資 の輸送等に関する協定	R3. 2. 15	一般社団法人兵庫県ト ラック協会	食料品や生活必需品などの 救援物資の輸送支援
14	災害時における連携協力 に関する協定	R3. 12. 21	兵庫県弁護士会	被災者に対する弁護士によ る相談
15	災害時における道路啓開 や電気設備等の復旧に係 る相互連携・協力に関す る覚書	R4. 6. 14	関西電力送配電(株) 姫路本部	道路啓開・電気設備等の復 旧に係る応急措置の支障と なる障害物の除去等
16	災害時における施設利用 等に関する協定	R5. 7. 3	相生振興株式会社	救援物資集積所としての相 生自動車教習所の提供等
17	災害時における無人航 空機の運用に関する協定	R5. 7. 3	株式会社T&T JUAVAC ドローンエキスパート アカデミー兵庫校	ドローンによる災害情報の 収集等
18	相生市と日本郵便株式会 社との包括的連携に関す る協定	R5. 7. 6	日本郵便株式会社	緊急車両等の提供、情報の 相互提供、広報活動等
19	災害時における支援協力 に関する協定	R6. 2. 14	兵庫県石油商業組合	緊急通行車両、避難所等へ の石油類燃料の優先供給等
20	災害時における被災者相 談業務の実施に関する協 定	R6. 4. 25	兵庫県司法書士会	司法書士による被災者支援 のための相談業務等
21	広域水災発生時の共同取 組に関する覚書	R6. 8. 6	あいおいニッセイ同和 損害保険株式会社	広域水災発生時のり災証明 書の発行迅速化にかかる業 務等

[行政間-3]西播磨地域災害時等相互応援に関する協定

(協定団体及び連絡先)

市町名	課名	連絡先	市町名	課名	連絡先
姫路市	危機管理室	079-223-9522	市川町	危機管理係	0790-26-1010
赤穂市	危機管理担当	0791-43-6866	福崎町	住民生活課	0790-22-0560
宍粟市	消防防災課	0790-63-3119	神河町	住民生活課	0790-34-0962
たつの市	危機管理課	0791-64-3219	太子町	企画政策課	079-277-5998
佐用町	企画防災課	0790-82-0664	上郡町	住民課	0791-52-1115

[行政間-4] 義士親善友好都市間における災害応急対策活動の相互応援協定
 （協定団体及び連絡先）

市区町名	連絡先	市区町名	連絡先
北海道砂川市	0125-54-2121	長野県諏訪市	0266-52-4141
岩手県一関市	0191-25-5913	愛知県西尾市	0563-56-2111
茨城県笠間市	0296-77-1101	滋賀県大津市	077-528-2616
茨城県桜川市	0296-58-5111	滋賀県野洲市	075-587-1121
栃木県大田原市	0287-23-1111	兵庫県豊岡市	0796-23-1111
群馬県藤岡市	0274-22-7444	兵庫県加西市	0790-42-8751
東京都千代田区	03-3264-2111	兵庫県丹波篠山市	079-552-1116
東京都港区	03-3578-2541	兵庫県加東市	0795-43-0402
東京都新宿区	03-5273-4592	兵庫県赤穂市	0791-43-6866
東京都墨田区	03-5608-1111	広島県三次市	0824-62-6116
新潟県新発田市	0254-22-3030	熊本県山鹿市	0968-43-1113

（２）他市町からの応援要請

（ア） 応援要請

他市町からの応援を求められた場合には、市長は、副市長、教育長及び本部員の意見を聞き、職員の派遣及び物資等の提供を決定する。

（イ） 応急応援

市長は、市の区域に隣接する地域及びその周辺部に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、その対策に緊急を要するときには、応援要請の有無にかかわらず応援する。

（３）自衛隊の派遣要請

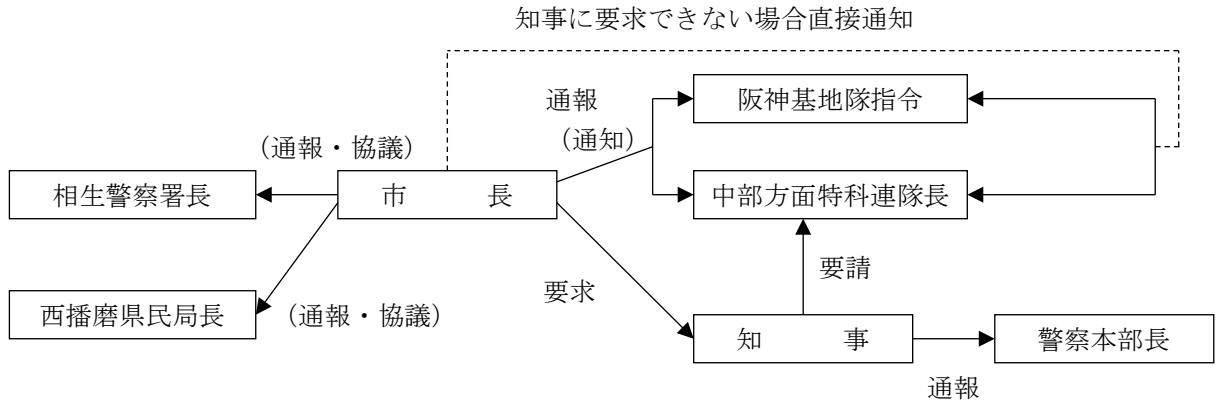
災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合は、本計画の定めるところにより部隊の派遣を要請するものとする。

ア 災害派遣要請要領

市長（本部長）は、災害時に自衛隊の派遣を要請しようとするときは西播磨県民局長、相生警察署長と十分連絡をとり次の事項を明らかにして知事に上申するとともに自衛隊に通報する。

- （ア） 災害の状況及び派遣を要請する理由
- （イ） 派遣を必要とする期間
- （ウ） 希望する派遣部隊の人員、船舶、航空機の概数
- （エ） 希望する派遣区域及び活動内容
- （オ） 要請責任者の職氏名
- （カ） 災害派遣時における特殊携行設備及び作業種類
- （キ） 派遣地への最適経路
- （ク） 連絡場所及び現場責任者氏名並びに標識又は誘導地点とその標示

イ 派遣要請系統図



ウ 市の責務

- (ア) 作業実施期間中の現場責任者の設定
- (イ) 派遣部隊の作業に必要な資機材の準備
- (ウ) 派遣部隊の宿泊施設又は設営適地の準備
- (エ) ヘリコプター緊急離着陸場の確保

エ 撤収要請

自衛隊の派遣が必要なくなると認めるときは、関係機関の長、派遣部隊の長等と協議の上、自衛隊の撤収を要請するものとする。知事に対し災害派遣要請の方法に準じて撤収の連絡を行う。

(4) 兵庫県消防防災航空隊支援要請計画

ア ヘリコプターの支援要請

市長（本部長）は、現に災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で次のいずれかに該当するときは、知事に対してヘリコプターによる支援の要請を行うものとする。

- (ア) 緊急に人命救助をする必要があるとき。
- (イ) 医薬品などの緊急物資を輸送する必要があるとき。

イ 支援要請手続き

支援要請はあらかじめ電話等で神戸市消防局警防部司令課に行い、事後速やかに所定の航空機使用申請書を、県危機管理部消防保安課に提出するものとする。

ウ 要請に際し県に対して連絡すべき事項

支援を要請する場合は、次の事項について連絡を行うものとする。

- (ア) 支援を求める理由及び目的地
- (イ) 現地責任者氏名
- (ウ) 人命救助、医薬品の緊急輸送などの内容
- (エ) 人命救助の場合、救助される者の性別・年齢等
- (オ) 着地場との連絡方法

エ 措置する事項

着陸すべき場所に適な人員を配置し、危険防止のための措置を行うものとする。

現地責任者は離着陸場に待機し、必要に応じ機長等との連絡に当たるものとする。

緊急搬送の場合は、患者の航空機輸送について医師が承認していること。搬送のため、搭乗できるものは医師又は看護師1名とする。

オ ヘリコプターの着陸適地

- (ア) 着陸場名＝(株)IHI ふれあい広場
所在地＝相生市相生5292番地
管理者＝(株)IHI 相生工場 総務課長

- (イ) 着陸場名＝相生スポーツセンター
所在地＝相生市陸字池ノ上266番地1
管理者＝相生市教育委員会体育振興課

- (ウ) 着陸場名＝相生湾東部埋立地緑地
所在地＝相生市相生字小丸5375番地
管理者＝相生市建設農林部都市整備課

- (エ) 着陸場名＝相生市若狭野ふれあい公園
所在地＝相生市若狭野町福井1044番地
管理者＝相生市建設農林部農林水産課

- (オ) 着陸場名＝コスモスの里
所在地＝相生市矢野町下田甲8番地1
管理者＝相生市建設農林部農林水産課

第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

第1節 津波災害

津波からの防護及び円滑な避難の促進など、地震・津波に対する体制整備について定める。

1 実施主体

	担 当 班	項 目
市 担 当	防災班	(1) 市の体制整備
		(2) 市津波災害対応マニュアル作成
		(3) 本市における想定津波の設定
		(4) 津波災害警戒区域の指定について

2 取組み内容

(1) 市の体制整備

市は、自主防災組織や管轄の警察署との協力の下に、避難者の掌握、要配慮者の把握・誘導や必要な応急救護活動が行える体制の整備を図る。

(2) 市津波災害対応マニュアル作成

県の作成する市町津波災害対応マニュアル作成指針を参考に、平成25年度に県が実施した南海トラフ巨大地震津波浸水想定に対応した津波災害対応マニュアルを作成することとする。

[相生市地域防災計画]（資料編）「津波災害対応マニュアル」参照

(3) 本市における想定津波の設定

地震発生後、沿岸に津波が来襲するまでの時間は、震源から海岸までの距離及び水深による。

本市における1mの津波の到達時間は120分であり、海岸で比較的強い地震を感じた場合には、津波の有無に関わらず、直ちに津波警戒体制を取ることが重要である。

想定津波の設定

+1mの津波の到達時間	120分
最高津波水位(※)	T.P. + 2.8m

※最高津波水位は満潮時のもので、海岸線から沖合約30m地点における津波の水位を

T.P.（東京湾平均海面）で表示

被害想定 の留意点

- ・最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が予想される津波から想定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではない。
- ・実際の災害では、局地的な地面の凹凸や建築物、地震による地殻変動や構造物の変状等の影響を受けるため、計算条件と異なる状況が発生し、浸水域外での浸水の発生や、浸水域がさらに深くなる場合がある。

（4）津波災害警戒区域の指定について

現在のところ、相生市内において「津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）」に定める「津波災害警戒区域」が指定されている地域はありません。

第6編 津波災害対策計画（南海トラフ地震防災対策推進計画）

第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

第1節 津波災害

（空白のページ）

第2節 津波からの防護のための施設の整備等

南海トラフ地震は、今世紀前半にも発生するおそれがあり、発生した場合には、非常に広域で甚大な被害が予想される。東海地震による被害と比較しても、特に津波による大きな被害の発生が想定される。このため、海岸堤防や河川堤防等の津波防災施設の耐震点検や補強を行う等、必要な施設整備を計画的に着実に進める。

1 実施主体

	担 当 班	項 目
市 担 当	防災班 建設農林総務班 下水道班	(1) 施設整備等の方針
		(2) 高潮予防施設の現況及び整備計画
		(3) 予防対策
		(4) 孤立防止対策
		(5) 広域防災拠点の運用

2 取組み内容

(1) 施設整備等の方針

- (ア) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、発生頻度の高い津波を防御するとともに、最大クラスの津波を想定しその浸水被害の軽減を図るため、津波による被害のおそれのある地域において、施設整備、防潮水門の整備等を推進することとする。
- (イ) 河川、海岸及び港湾の管理者は、津波発生時の迅速な対応が可能になるよう、少なくとも年1回以上の定期的な施設の点検や水門、陸閘等の閉鎖体制の確立等、施設管理の徹底を行うこととする。
 また、水門、陸閘等の閉鎖手順を定めるに当たっては、水門、陸閘等の閉鎖に係る操作員の安全管理に配慮することとする。
- (ウ) 河川、海岸及び港湾の管理者は、津波が発生した場合は直ちに、水門、陸閘等の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずることとする。また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくこととする。
- (エ) 河川、海岸及び港湾の管理者は、操作責任者等の協力を得ながら、夜間、休日等で水門、陸閘等を開放する必要がないときは、閉鎖を徹底するよう啓発に努めることとする。
- (オ) 市は、南海トラフ地震の津波等により孤立が懸念される地域のヘリコプター臨時離発着場適地（ホイスト地点を含む。）、港湾等の整備を行うこととする。

(2) 高潮予防施設の現況及び整備計画

当市の海岸線は、延長約19キロメートルで瀬戸内海に面し、入海は約5キロメートル入り込んで相生湾を形成しており、背後の人口・資産を防護するため、高潮対策事業等により、防潮堤・排水機場

等の施設が整備されている。

【兵庫県（県土整備部）所管高潮対策事業の内容】

河川名	事業の内容
佐方川	河川堤防等の整備
大谷川	<ul style="list-style-type: none"> ・防潮水門の整備 ・排水機場の整備 ・遊水池（排水機場に併設した調節池）の整備

※海岸線の高潮対策施設は整備済み。

（３）予防対策

高潮対策として重要な意味を持つのは一部を除き、相生湾の最奥部である。しかしながら、防潮堤の建設により、これらの中でも河口付近の低地帯について、むしろ内水排除対策が必要である。

自然排水の困難な相生、那波、佐方地区の4箇所に設けられたポンプ排水施設の活用により、被害を最小限に止めている。なお、排水施設は次のとおりである。

【ポンプ場の状況】

ポンプ場名	台数	ポンプ口径	排水能力
那波	2	700 mm	120.0m ³ /分
南那波	1	600 mm	438.0m ³ /分
	3	1,000 mm	
佐方	2	2,000 mm	158.0m ³ /分
相生	2	800 mm	173.2m ³ /分
	1	300 mm	

（４）孤立防止対策

南海トラフ地震により孤立が懸念される集落におけるヘリコプター臨時離着陸場適地について、市役所、地域防災拠点等との連携、災害時の運用体制（要員確保等）等について検討を行う。

詳細については、第2編「災害予防計画」第5章「災害予防と被害軽減対策」の以下の節に定めるところによる。

第16節「集落の孤立化対策」

第18節「ヘリポート対策の実施」

（５）広域防災拠点の運用

詳細については、第2編「災害予防計画」第2章「災害に強いまちづくり」第1節「防災拠点の整備」に定めるところによる。

第3節 津波に関する情報の伝達等

1 実施主体

	担 当 班	項 目
市 担 当	防災班	(1) 防災関係機関相互の情報の伝達
		(2) 津波の発生等に関する情報
		(3) 津波の監視
		(4) 居住者等への情報伝達
		(5) 観光客等への情報伝達
		(6) 船舶への津波警報等の伝達
		(7) 被災情報等の収集

2 取組み内容

(1) 防災関係機関相互の情報の伝達

市その他の防災関係機関は、津波警報等及び避難指示等の伝達を、あらかじめ定めた系統により実施することとする。また、災害情報及びこれに対して取られた措置に関する情報について、相互に情報を共有することとする。

(2) 津波の発生等に関する情報

ア 津波警報等と津波予報の発表

(ア) 津波予報の内容

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には以下の内容を津波予報で発表する。

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき※	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報等解除後も海面変動が継続するとき※	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入ってから作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

※ 「0.2m未満の海面変動が予想されたとき」又は「津波注意報解除後も海面変動が継続するとき」に発表する 津波予報は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE41)で発表される。

(イ) 津波警報等の種類、解説及び発表される津波の高さ

地震（小規模なものを除く。）が発生し津波による災害の発生が予想される場合に、大津波警

報、津波警報又は津波注意報は、近畿、中国及び四国地方に対しては大阪管区气象台が行う。ただし、日本の沿岸から600km以遠に発生した地震に対する津波予報は気象庁が行う。大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (予想される津波の高さ区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)		
		5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

- 注) 1 津波による災害のおそれのなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。
 このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- 2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。
- 3 気圧波以外にも、山体崩壊等の火山現象や地震により潮位変化が発生する場合があります、観測結果を基に津波警報・津波注意報を発表する。

イ 地震及び津波に関する情報

神戸地方气象台は、気象庁本庁（又は大阪管区气象台）から発表される地震及び津波に関する情報を気象庁の連絡網により入手し、その内容が、防災機関等が行う防災活動の迅速な立ち上がりや、報道機関の協力による市民への周知など、県内の一般公衆の利便を増進させると判断した場合に情

報を作成・発表することとする。

（地震情報・種類と発表基準及び内容）

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない。）	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表又は若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村等の観測した震度を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データを基に、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を凶情報として発表
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点ごとに、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分程度で1回発表）。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。	地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響についても記述して発表※ ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から1時間半～2時間程度で発表

（津波情報の種類と内容）

	情報の種類	情報の内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）

（※1）津波観測に関する情報の発表内容について

- ・ 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・ 最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

（※2）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・ 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・ 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）又は「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・ ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値についても、数値はなく「観測中」という言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

（最大波の観測値の発表内容）

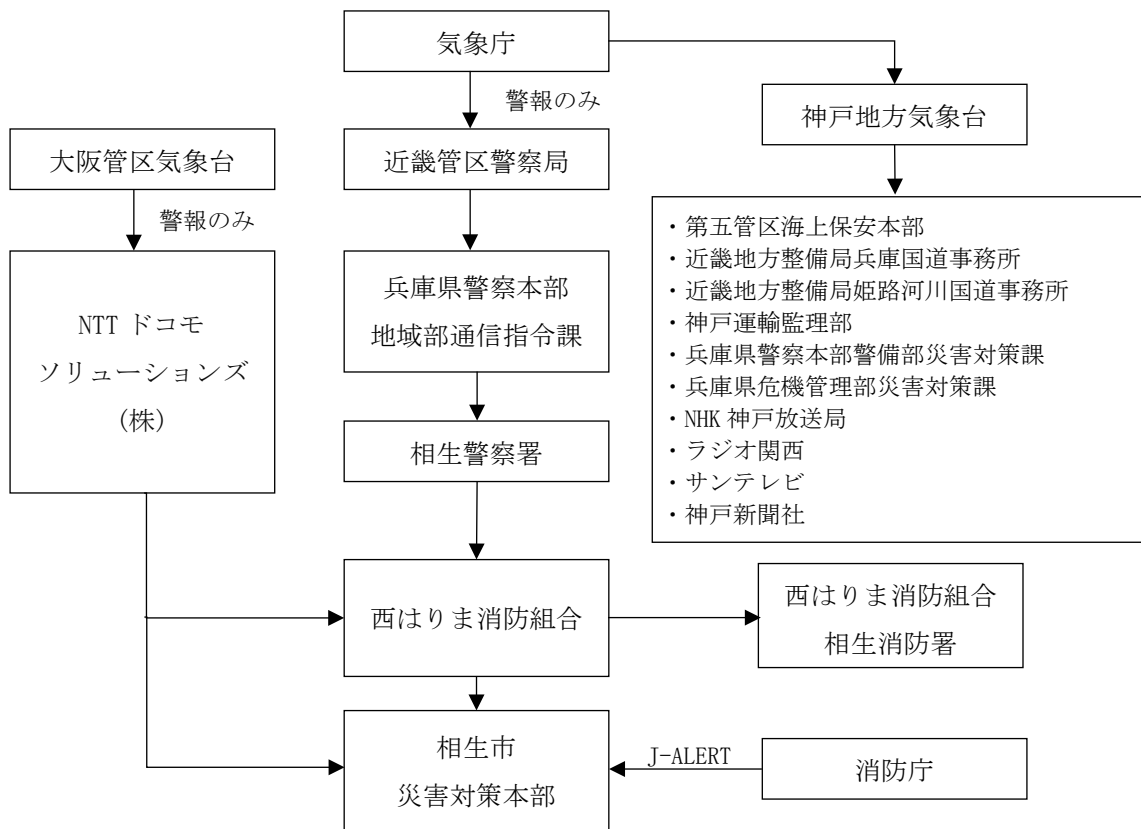
発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ > 1m	数値で発表
	観測された津波の高さ ≤ 1m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2m	数値で発表
	観測された津波の高さ < 0.2m	「観測中」と発表
津波注意報	（全て数値で発表）	数値で発表 （津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

（最大波の観測値及び推定値の発表内容（沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点））

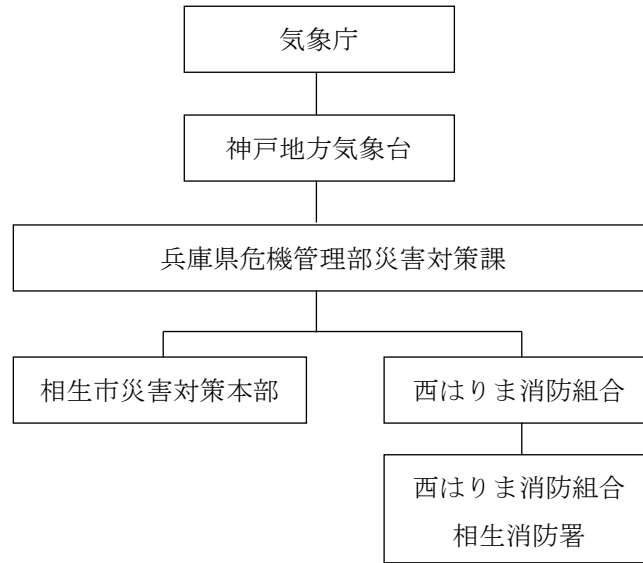
発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 3 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 1 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 1 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	（全て数値で発表）	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

ウ 津波警報・注意報の伝達系統

*津波警報のみ

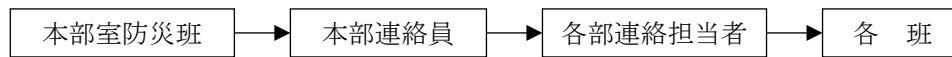


＊津波警報・注意報

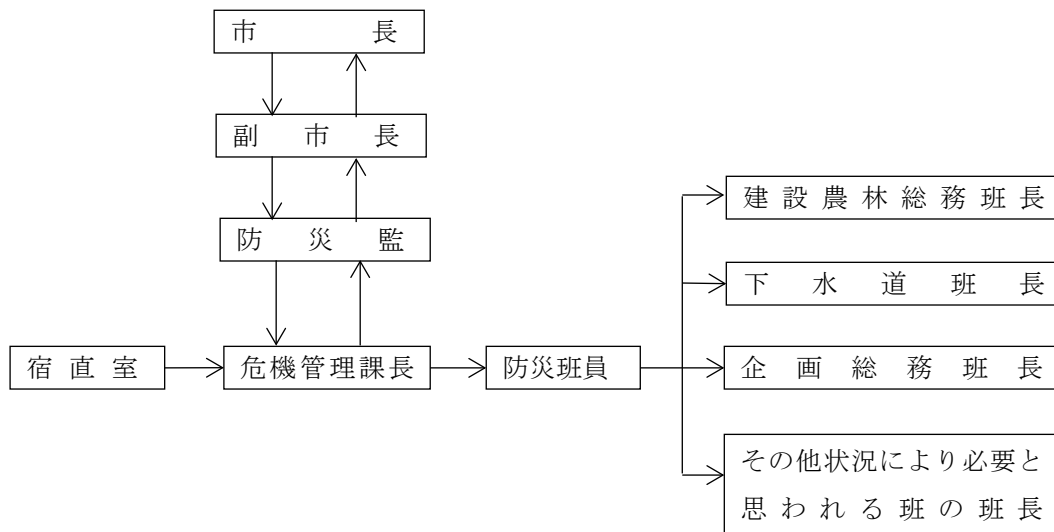


＊内部の伝達系統

a 勤務時間内の場合



b 勤務時間外の場合



※1 津波に関する情報の場合「津波警報」が発表された場合に、上記系統により伝達するものとする。

2 防災班員から連絡を受けた各班長は、各部長に報告するとともに、必要に応じて所属班員に連絡するものとする。

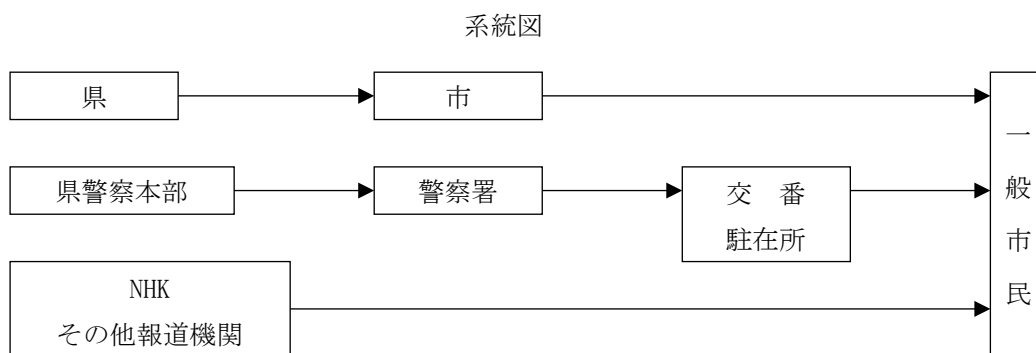
c 伝達手順

(a) 県（气象台）から市に通達される警報・注意報・火災予防のための気象通報及び情報は危機管理課及び西はりま消防組合相生消防署が受領する。

(b) 危機管理課長は、警報、注意報又は情報を受領した場合は、速やかに市長、副市長、防災監に報告するとともに各部に伝達するものとする。

- (c) 伝達を受けた各部課長は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講じるとともに関係機関等へ伝達するものとする。
- (d) 警報及び注意報のうち、特に庁内への周知を要すると認めるものについては、庁内放送等所要の措置を行うものとする。
- (e) 危機管理課長は、上司の命があったとき、又は状況により自らが必要と認めたときは所要の対策通報を速やかに関係先へ伝達する。
- (f) 危機管理課長は、前各号の周知徹底のため、あらかじめ関係先との間に警報等の受領伝達、その他の取り扱いに関して必要な事項を協議しておくとともに、夜間及び停電時における受領及び伝達についても支障のないようにしておくものとする。

*市民への周知



(3) 津波の監視

気象庁は地震発生後、速やかに津波警報・注意報を発表することとしているが、近地地震によって発生する津波は襲来時間が非常に早く、津波警報・注意報が間に合わない場合も考えられるので、津波の襲来に備え、震度4以上の地震を感じた場合、直ちに次の措置をとる。

- (ア) 市は、消防機関と連携し、地震及び津波に関する情報をテレビ及びラジオより入手するよう努める。
- (イ) 相生消防署及び消防団は、海辺から離れ、より高い安全な場所から速やかに海面の監視を行う。
- (ウ) 担当責任者を定めるとともに、市民に対する伝達手段の確保に万全を期することとする。

(4) 居住者等への情報伝達

市は、その管轄区域内の居住者、公私の団体及びその管轄区域内に一時滞在する観光客、釣り客、ドライバー等に対し、津波警報等を正確かつ広範に伝達することとする。

ア 災害情報の伝達

市は関係機関と協議の上、地震発生後速やかに災害情報の伝達を行うこととする。

その内容は、概ね次の事項を中心とするが、被災者のニーズに応じた多様な内容の提供に努めることとする。

- (ア) 地震に関する情報（津波地震や遠地地震を含む）
- (イ) 津波警報等津波に関する情報（火山噴火等による津波を含む）
- (ウ) 避難指示に関する情報
- (エ) 避難所に関する情報
- (オ) その他、市民、事業者が取り急ぎとるべき措置に関する情報

イ 情報伝達の手段

市は、津波災害対応の緊急性から、報道機関の協力を得て行う情報伝達を最優先の手段とし、あわせて防災行政無線等の手段により、迅速に情報伝達を行うこととする。

- (ア) 報道機関の協力による情報伝達
 - a 報道機関への情報伝達の要請は、やむを得ない場合を除き、原則、県を通じて行うこととする。
 - b 県は、災害対策基本法第57条の規定に基づく無線局運用規則第138条の2に定める緊急警報信号を使用した放送（緊急警報放送）をNHK神戸放送局に要請することとする。
 - c 緊急警報放送により放送要請を行うことができるのは、次に掲げる事項とする。
 - (a) 市民への警報、通知で緊急を要するもの
 - (b) 災害時における混乱を防止するための指示で緊急を要するもの
 - (c) 前各号のほか、知事が特に必要と認めるもの
 - d 県は、次に掲げる各放送機関と締結している「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、災害に関する通知、要請、伝達、警告等の放送を要請する。
 - 日本放送協会神戸放送局
 - 株式会社サンテレビジョン
 - 株式会社ラジオ関西
 - 兵庫エフエム放送株式会社
 - 株式会社毎日放送
 - 朝日放送テレビ株式会社
 - 朝日放送ラジオ株式会社
 - 関西テレビ放送株式会社
 - 読売テレビ放送株式会社
 - 大阪放送株式会社
 - 株式会社FM802
 - e 市は、コミュニティFM局、ケーブルテレビ等、地域情報機関との間で締結している災害情報に関する放送の実施に関する協定等に基づき、緊急放送（文字放送等その他各市町が定める手段によるものを含む。）を要請することとする。
- (イ) 携帯電話等の情報通信機器の活用
携帯電話による緊急速報メールを活用し、避難指示の緊急情報を、地域市民、観光客、市内滞在者等へ迅速に伝達する。

（参考）居住者等への災害対策広報の伝達例文

〔例文1〕 地震直後、余震情報の伝達文

【直後】

- ◎ ただいま、大きな地震がありました。市民の皆さん、あわてて外に飛び出さないで下さい。まず、火の始末をしましょう。
- ◎ 先ほどの地震の震源地は〇〇で、震源の深さは〇〇kmと推定されます。相生市の震度は〇で、地震の規模は、マグニチュード〇でした。
今後、テレビ、ラジオや市役所からの情報に注意し、落ち着いて行動してください。

【10分後】

- ◎ 〇〇地方の地震はおさまりましたが、今後、余震が予想されますので、十分注意してください。
- ◎ 皆さん、落ち着いて行動してください。
崩れかかった物や落ちやすい物には、十分注意してください。

〔例文2〕 津波情報の伝達文

- ◎ 先ほどの地震の震源地は東南海（南海）の沖で、震源の深さは〇kmと推定されます。相生市の震度は〇で、地震の規模は、マグニチュード〇でした。
- ◎ 津波発生のおそれがあります。
今後、テレビ、ラジオや市役所からの情報に注意し、落ち着いて行動してください。

〔例文3〕 被害の状況

- ◎ これまでにわかった被害の状況をお知らせします。
亡くなった方 〇〇人、行方のわからない方 〇〇人
重傷者 〇〇人、軽傷者 〇〇人
全壊家屋 〇〇棟、半壊家屋 〇〇棟
床上浸水 〇〇棟、床下浸水 〇〇棟
- ◎ 現在、市内の電気、水道は全て供給を停止しています。また、電話も不通となっています。復旧の見通しは立っていません。
ラジオ等の情報に注意し、デマに惑わされないように落ち着いて行動してください。

〔例文4〕 交通の状況

- ◎ 現在、JR〇〇線は全て運転を見合わせています。JRでは線路などの点検を行っています。また、まだ運転再開の見通しは立っていません。今後の情報に注意してください。
- ◎ 現在、市内全ての道路（〇〇通り）が〇〇のため車両の通行が禁止されています。市民の皆さん、自動車の使用はしないで下さい。
- ◎ 現在、JR〇〇線は、〇〇～〇〇間で運転が一部再開されました。
- ◎ 現在、市内を運行しているウイング神姫バスは、〇〇通りを走っている〇〇行きです。その他の路線は、運行の見通しが立っていません。

〔例文5〕 避難の準備の周知

- ◎ 現在、〇〇地区は〇〇のため危険な状態になりつつあります。
いつでも避難できるように準備をして下さい。避難する際の荷物は非常持ち出し品など最小限に止めましょう。
- ◎ 市民の皆さん、避難の用意をして下さい。〇〇丁目付近で火災が発生しています。飛び火に注意してください。お年寄りやこどもさんは安全な〇〇公園へ早めに避難して下さい。

〔例文6〕 避難の指示、誘導

- ◎ お知らせします。〇〇丁目付近は、〇〇のため避難指示が出されました。避難先は〇〇公民館です。戸締りをして家族揃って早く避難して下さい。
- ◎ 現在、〇〇付近で水路から水があふれ、一部では床上浸水になっています。大切なものは高いところへ上げ、直ちに避難して下さい。
付近の消防団員は安全な場所に誘導して下さい。また、付近の方は、お互いに助け合って避難して下さい。
- ◎ 〇〇丁目の方は〇〇公民館、〇〇小学校に避難して下さい。

〔例文7〕 救護対策の周知

- ◎ 負傷者の臨時救護所が〇〇小学校に設けられています。怪我をされた方は〇〇小学校に行ってください。
- ◎ 負傷者の収容についてお知らせします。〇〇付近で怪我をされた方は〇〇病院に収容されています。

〔例文8〕 災者の避難収容場所の周知

- ◎ 避難所のお知らせをします。
被災者の収容所は、〇〇と〇〇に設置されています。お困りの方は直接避難所においでになるか、市役所にご相談下さい。

〔例文9〕 防疫、保健衛生に関する注意

- ◎ 市民の皆さん、食中毒や感染症にかからないように、飲み水は沸かして飲むなど衛生面に十分注意してください。
また、熱が出たり、下痢等身体に異常を感じたときは、すぐ医師の手当を受けて下さい。食中毒症状の時は、健康福祉事務所に連絡して下さい。

ウ 自主防災組織との連携による市民への情報伝達

市は、緊急避難等の必要が生じた場合、円滑な避難を実施するため、自主防災組織に対していち早く正確な情報を提供し、地域市民に周知するよう努めることとする。

エ 日本語に不慣れな外国人への情報伝達

市は、外国語通訳ボランティア等の協力を得ながら、地域における日本語に不慣れな外国人に対

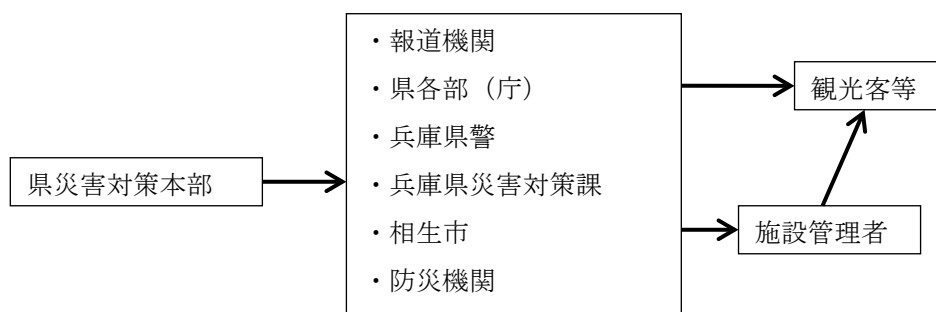
する情報伝達の実施に努めることとする。また、内閣府のホームページにある、多言語に対応した情報を案内・発信する。

（5）観光客等への情報伝達

ア 災害情報

- （ア） 実施主体とその役割
 - a 観光・レクリエーション施設等その他多数の人が集まる場所における災害の広報は、その施設の責任者、管理者等による自主的な広報を原則とする。
 - b 災害広報の実施機関は、必要に応じて、釣り人・海水浴などの観光客、船舶等に対し、早急に安全な場所へ避難するよう措置を講じる。
- （イ） 情報伝達の手段
緊急速報メール等を活用し、多様な手段で市民に対して実施する広報と同時に行う。
- （ウ） 情報伝達の決定
市民に対して実施する伝達と同様に行う。

観光客等への伝達手段の概要



- （エ） 伝達の内容
市民に対して実施する広報と同様とする。

イ 避難指示

- （ア） 避難指示の実施責任者と基準
市民に対する区分等と同様とする。
- （イ） 対象者
避難指示の対象者は、避難対象区域内にいる全ての者をいう。
- （ウ） 避難指示の内容
市民に対する内容と同様とする。
- （エ） 避難措置の周知
市民に対して実施する広報と同時に行う。
- （オ） 避難の解除
市民に対して実施する広報と同時に行う。

ウ 避難誘導等の措置

- (ア) 観光・レクリエーション施設その他多数の人が集まる場所における避難の誘導は、その施設の責任者、管理者等による自主的な統制を原則とする。
- (イ) ただし、災害の規模・態様、集客状況（大規模イベントの開催時など）により必要と認められるときは、市は、市職員を派遣し、その施設の責任者、管理者等に積極的に協力して、安全な場所への避難誘導等の必要な措置を講ずる。
- (ウ) 団体の観光客については、当該旅行の請負業者の応急計画に基づくものとする。避難生活に必要な食糧、生活必需品、宿泊施設等の調達、あっせん等は前記業者が行う。

エ 施設管理者による避難計画（津波防災の啓発）

観光に関わる事業者は、市と協力しながら、観光客等の外来者に対して、津波に対する心得や当該地域の津波の危険性、避難場所等を掲載した啓発用チラシを宿泊施設や観光施設において配布するなど、平時における津波啓発に努めることとする。

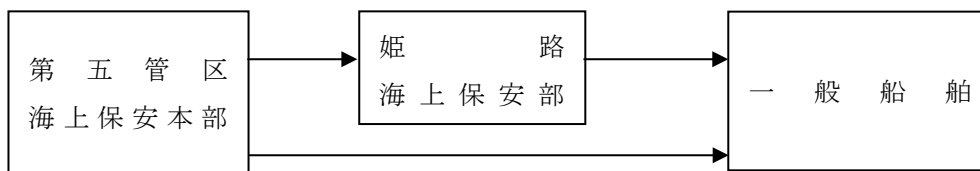
オ 看板・表示板の設置等

市は、観光客等の地理不案内な外来者に対しては、津波からの避難場所や海拔等を示した案内看板等を設置し、円滑な津波避難計画を図る。

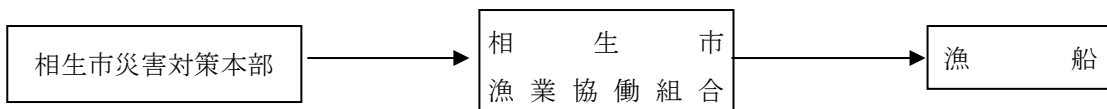
（6）船舶への津波警報等の伝達

姫路海上保安部及び市は、津波予報の伝達を受けた場合、防災計画の定めるところにより速やかに関係機関・船舶等に伝達を行うよう努めることとする。

（海上船舶関係）



（漁業関係者）



- (ア) 姫路海上保安部は、航行船舶に対しては、航行警報又は安全通報等により周知することとする。
- (イ) 姫路海上保安部は、在来船舶に対しては、船艇、航空機等を巡回させ、訪船指導のほか、拡声器、垂れ幕等により周知することとする。
- (ウ) 姫路海上保安部、兵庫県及び相生市は、情報伝達に当たっては、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、船舶、漁船等の固定、湾外退避等のとるべき措置をあわせて示すことに配慮することとする。

ウ 報告基準

市は、以下の種類の災害が生じたときは、県に災害情報を報告することとする。

- (ア) 災害救助法の適用基準に合致する災害
- (イ) 災害対策本部を設置した災害
- (ウ) 自らの市内の被害は軽微であっても、隣接する他県の市町村で大きな被害を生じている災害
- (エ) 災害による被害に対して、国の特別の財政的援助を要する災害
- (オ) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害（当該市の区域内で震度4以上を記録した地震又は当該市町の区域内に被害を生じた地震を指す。）
- (カ) (ア) 又は (イ) に定める災害になるおそれのある災害

エ 被害状況の調査、報告の要領等

様式等については、相生市地域防災計画（資料編）『第4節 様式』を参照

市は、次のような内容の情報について、担当部と協力して迅速かつ的確な情報把握に努める。

No	情報	担当部	情報提供機関	初動期災害情報内容	通信手段
1	消防情報	本部室 企画総務部	各消防団、西はりま消防組合相生消防署	浸水状況、がけ崩れ、危険物漏洩、火災・延焼、救急・救助、死傷者等の概括	電話、携帯電話、県災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）、消防無線
2	警察情報	本部室	兵庫県警察本部、各警察署	けが人、生き埋め、死傷者等の概括	電話、携帯電話、県災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）、警察無線
		建設農林部		道路交通規制状況	
3	ヘリコプター情報	本部室	兵庫県危機管理部災害対策課、兵庫県警察本部、陸上自衛隊	被災状況の概要全般	電話、携帯電話、県災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）、自衛隊無線
4	道路河川等情報	建設農林部	近畿地方整備局、光都土木事務所	道路・橋梁・河川等の被害状況	電話、携帯電話、県災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）
5	職員参集時情報	本部室	各参集場所（市役所、出先機関、避難所）	浸水状況、がけ崩れ、倒壊建物・火災被害、避難等の市民行動、避難所開設状況	電話、携帯電話

No	情報	担当部	情報提供機関	初動期災害情報内容	通信手段
6	出先機関情報	関係各部	出先機関	出先機関等からの被害状況、対応状況等の情報	電話、携帯電話
7	学校関係情報	教育部	各小学校、中学校	児童、生徒の安全と避難	電話、携帯電話
8	ライフライン情報	本部室	関西電力送配電(株)、NTT西日本(株)	電気、電話等の被害情報と復旧情報	電話、携帯電話、県災害対応総合情報ネットワークシステム(フェニックス防災システム)
		企画総務部 建設農林部	西播磨水道企業団 下水道課	水道、下水道等の被害情報と復旧情報	電話、携帯電話、県災害対応総合情報ネットワークシステム(フェニックス防災システム)
9	交通機関情報	本部室	西日本旅客鉄道(株) (株)ウイング神姫	電車、バス等公共交通機関の被害情報と復旧情報	電話、携帯電話
10	タクシー無線情報	本部室		走行中のタクシーが収集した市内の被害状況	電話、携帯電話
11	情報部の集約情報	本部室	関係各部	被害状況全般	電話、携帯電話
12	本庁舎	財務部	関係各部	本庁舎被害状況	電話、携帯電話
13	福祉情報	健康福祉部	各福祉施設	建物、入居者の安全と避難	電話、携帯電話
14	商工情報	市民生活部	商工会、商工団体等	商工業・観光関係被害	電話、携帯電話
15	農林業情報	建設農林部	農協、農林業団体等	農林業被害	電話、携帯電話

オ 災害情報の伝達手段

- (ア) 市は、あらかじめ県が指定する時間ごとに市域の災害情報を取りまとめ、防災端末に入力する。
- (イ) 市は、災害情報を報告する際に、必要に応じて有線若しくは無線電話又はファクシミリ等も活用する。
- (ウ) 有線が途絶した場合は、兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系・地上系）、NTT西日本株式会社災害対策用無線、警察無線等の無線通信施設等を利用することとする。
 必要に応じ、他機関に協力を求め、通信手段を確保することとする。
- (エ) 全ての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段をつくして伝達するよう努めることとする。

カ 防災関係機関との連携

市は、消防、警察、県災害対策本部、自衛隊等の関係機関との相互の情報交換を図る。

- (ア) 主な情報交換事項
 - a 被害状況、治安状況、救援活動及び警備活動の状況
 - b 交通機関の運行状況及び交通規制の状況
 - c 犯罪の防止に関し、講じた措置

キ 災害対策本部における取りまとめ

災害対策本部本部室における被害状況の取りまとめについては、規模等により異なるが概ね次により取りまとめるものとする。

- (ア) 被害状況
 - a 取りまとめの時期及び回数
原則として災害対策本部設置期間中毎日1回（午後5時現在のもの）取りまとめる。
 - b 取りまとめ事項の内容
被害状況報告様式により、取りまとめる。
- (イ) 災害速報
 - a 速報を行う場合
災害対策本部を設置して対処しなければならない程度・規模の災害が発生した場合、災害速報を行うものとする。
 - b 速報を行う時点
災害が発生するおそれがある時点から、災害の終息が見極められるまでの間、逐時必要に応じ災害速報を行うものとする。
 - c 速報事項
別紙の様式により行うものとする。（ただし、様式に掲げる事項中、1項目でも2項目でも状況を把握し、かつ、その内容が重要と判断されるときは、その都度行うものとする。）
様式等については、相生市地域防災計画（資料編）『第4節 様式』を参照

ク 報告内容

- (ア) 緊急報告
原則として防災端末（事務所被害報告の機能を活用）により報告することとする。
〔 報告内容は、庁舎周辺で覚知できる状況のみでよく、必ずしも数値で表される情報である必要はない。また、緊急の場合には口頭報告で差し支えないこととする。 〕
また、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防への通報（電話・来庁を問わない。）が殺到した場合、直ちに消防庁、県（災害対策本部、地方本部経由）それぞれに対し報告することとする。消防庁に対しては、県を経由することなく直接報告し、その旨県にも後で報告することとする。

報告内容は、必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、通報受信状況の概要で足りることとし、把握できている異常事象に係る情報があれば適宜補足することとする。報告は様式にこだわらず、原則として防災端末又はそれによりがたい場合は衛星電話やファクシミリ等最も迅速な方法で行うこととする。

市は、地震が発生し当該市の区域内で震度5強以上を記録した場合、第一報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告することとする。

(イ) 災害概況即報

市は、報告すべき災害を覚知したとき直ちに第一報を県（災害対策本部、地方本部経由）に報告し、災害の初期段階で被害状況が十分把握できていない場合には、速やかに人的被害の状況、建築物の被害状況及び土砂災害等の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報も含め、〔災害概況即報〕の様式により把握できた範囲から逐次、県（災害対策本部、地方本部経由）へ連絡することとする。

特に、災害が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができない規模であると予想される場合は、至急その旨を県（災害対策本部、地方本部経由）へ報告することとする。

災害規模に関する情報は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、災害規模を推定できるなんらかの情報で足りることとする。至急の報告は様式にこだわらず、原則として防災端末又はそれによりがたい場合は衛星電話、ファクシミリ等最も迅速な方法で行うこととする。

(ウ) 被害状況即報

市は、被害状況に関する情報を収集し、原則として防災端末又はそれによりがたい場合は衛星通信やファクシミリ等最も迅速な方法で、〔被害状況即報〕の様式により、県（災害対策本部、地方本部経由）に報告することとする。

(エ) 災害確定報告

市は、応急措置完了後、速やかに県（災害対策本部、地方本部経由）に文書で災害確定報告を行うこととする。

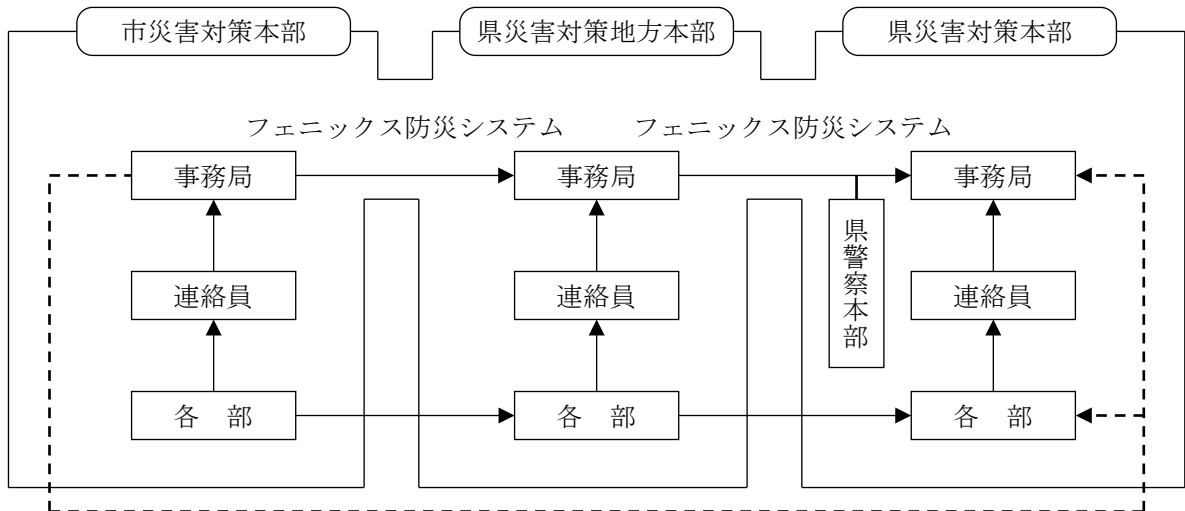
(オ) その他本計画に定めるほか、災害に関する報告事項については、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防防第267号）により行うこととする。

報告要領については、相生市地域防災計画（資料編）第12節『各種マニュアル等』を参照

ケ 報告ルート

(ア) 県に対する報告

災害情報の報告は、災害の発生を覚知したときは、速やかにフェニックス防災システムへの入力により行う。状況により有線、無線、ファクシミリ、テレビ電話等で、最も迅速かつ確実な手段を使用する。有線が途絶した場合は、兵庫衛星通信ネットワーク、NTT 西日本株式会社災害対策用無線、警察無線等の無線通信施設等を利用する。また、必要に応じ、他機関に協力を求め、通信手段を確保する。全ての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段を尽くして伝達するよう努める。



- (注) 1 緊急を要する場合には……線の伝達経路によることがある。
 2 県地方機関の所管に属さない事項については、本部において定める伝達経路による。
 3 本部が設置されない場合も上図に準ずる。

県の報告先	危機管理部 災害対策課	NTT 回線 TEL 078-362-9988 FAX 078-362-9911 県衛星通信ネットワーク TEL 発信特番 7-151-3140 FAX 発信特番 7-151-6380
	西播磨県民局 総務企画室	NTT 回線 TEL 0791-58-2112 FAX 0791-58-2328 県衛星通信ネットワーク TEL 発信特番 7-189-1124 FAX 発信特番 7-189-630

(イ) 国に対する報告

被害状況の国に対する報告は、県を通じて行うことを原則とするが、市と県間の通信途絶等により、県への報告ができない場合には、次のとおり消防庁に報告する。ただし、市と県との間の通信が復旧した場合には、県を通じた通常の報告ルートに復帰するものとする。

国の報告先	開庁時間内 (平日 8:30~18:15) 消防庁 応急対策室	NTT 回線 TEL 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537 消防防災無線 TEL 9-90-49013 FAX 9-90-49033 地域衛星通信ネットワーク TEL 87-048-500-90-43422 FAX 87-048-500-90-49033
	開庁時間外 (上記時間以外) 消防庁 危機管理センター	NTT 回線 TEL 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553 消防防災無線 TEL 9-90-49102 FAX 9-90-49036 地域衛星通信ネットワーク TEL 87-048-500-90-49102 FAX 87-048-500-90-49036

コ 非常災害の場合の情報収集及び報告

市長（本部長）は自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、国及び県に対し、迅速に当該情報の報告に努める。

サ 応急対策実施状況の収集等

- (ア) 災害発生に伴う応急対策実施状況の収集は、「ア 被害状況の収集」の方法により行うものとする。
- (イ) 応急対策等の指示伝達及び調整
 災害発生に伴う応急対策に関する必要な指示伝達は、「ア 被害状況の収集」の系統により行うものとする。ただし、各部の間において連絡調整を行う必要が生じたときは、直ちに本部会議を開催し、その決定に基づき、市長（本部長）から関係機関に指示伝達を行うものとする。

シ 通信回線障害時の対応

大規模な地震災害の発生に際しては通信回線の障害等により、被災情報の報告・連絡が困難になることが予想される。そのような場合に、市災害対策本部は、次の手段により積極的に状況の把握に努めるものとする。

- (ア) NTT西日本の協力を求め、一般加入電話の輻輳時には非常電話・緊急電話の活用を図ることにより、防災関係機関との連絡の確保を図る。なお、災害対策本部において非常電話・緊急電話として登録する電話番号は、23-7126~23-7130 までの5回線とする。
- (イ) 無線通信網を設置している各機関の協力を求めて被災状況等の把握に努める。
- (ウ) 市災害対策本部からの職員の派遣

第4節 避難対策等

南海トラフ地震による津波の発生から津波が終息するまでの数時間の間において、市民等の生命、身体の安全を確保するために、安全な場所に避難させるなど人命の被害軽減を図るとともに、その後の生活全般についての支援を行う。

市は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所等により、津波に強いまちの形成を図る。

1 実施主体

	担 当 班	項 目
市 担 当	各班	(1) 市の避難対策
		(2) 避難対象地区の指定
		(3) 迅速な避難のための備え
		(4) 避難指示の発令
		(5) 避難誘導
		(6) 避難所等の維持・運営
		(7) 要配慮者の避難支援
		(8) 地下空間の浸水対策

2 取組み内容

(1) 市の避難対策

市は、自主防災組織が行う避難対策について、全体の状況把握に努め、必要な連絡調整及び指導を行うとともに、避難者の救護のため必要な措置などを実施することとする。

(2) 避難対象地区の指定

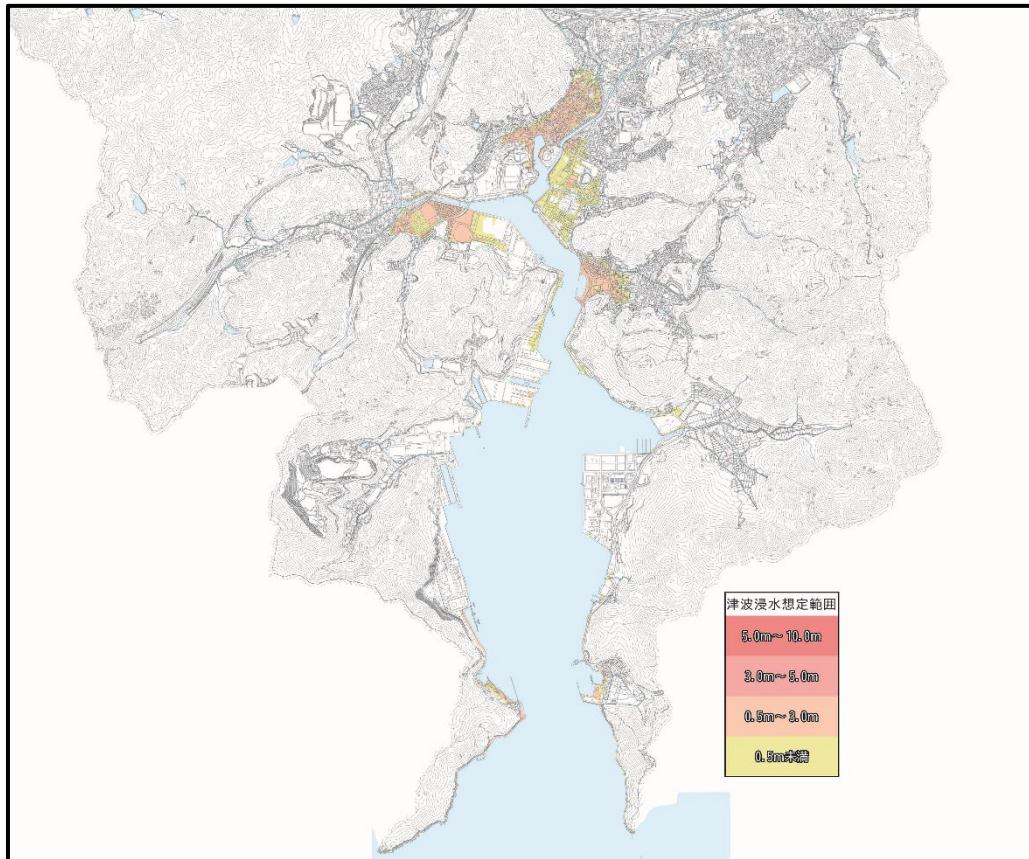
ア 基本的事項

市は、津波浸水予想地域（津波が陸上に遡上した場合に、浸水する陸域の想定される地区）を指定することとする。

イ 避難対象地区指定の考え方

- (ア) 中央防災会議が公表した南海トラフ地震による津波浸水予測地域（津波が陸上に遡上した場合に浸水する陸域の範囲。浸水の深さが1m以上の範囲）を基本として、津波避難対象地区（津波により避難が必要となることが想定される地区）を次頁のように指定する。
- (イ) 津波浸水予測地域は、あくまで基礎的な条件に基づく津波シミュレーション結果から示されたものである。したがって、指定した避難対象地区についても、今後の詳細な浸水予測調査等の結果により、避難対象地区の見直し等の確な対応を図る。

津波浸水予測図



津波避難対象地区

相生一丁目、相生二丁目、相生三丁目、相生四丁目、相生六丁目、相生（鯛浜、葛ヶ濱、甲崎、壺根）、旭一丁目、旭二丁目、旭三丁目、旭四丁目、大島町、那波大浜町、那波本町、那波東本町、那波西本町、那波南本町、佐方一丁目、佐方二丁目、千尋町、桜ヶ丘町、野瀬（西横山）

（3）迅速な避難のための備え

ア 津波避難計画

（ア） 避難対象地区について、避難誘導計画を策定する。策定するに当たり、地域市民等が参画した避難誘導計画の作成を目指し、十分な周知を図る。

a 策定対象

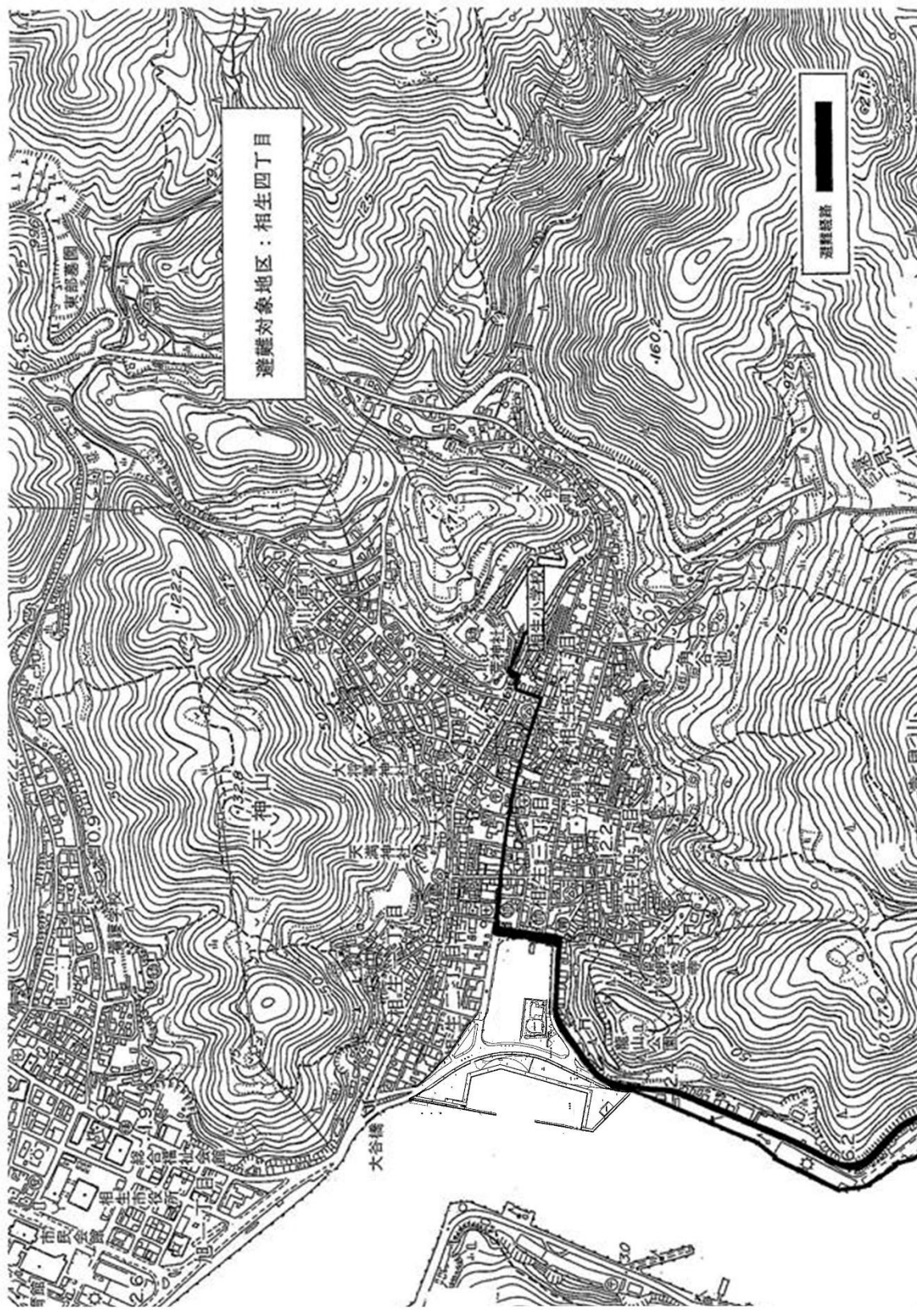
- （a） 避難対象地区の市民
- （b） 海水浴客等の観光客やドライバー等
- （c） 就労者・漁業従事者等、沿岸域で作業を行う者
- （d） 海岸線におけるレジャー施設

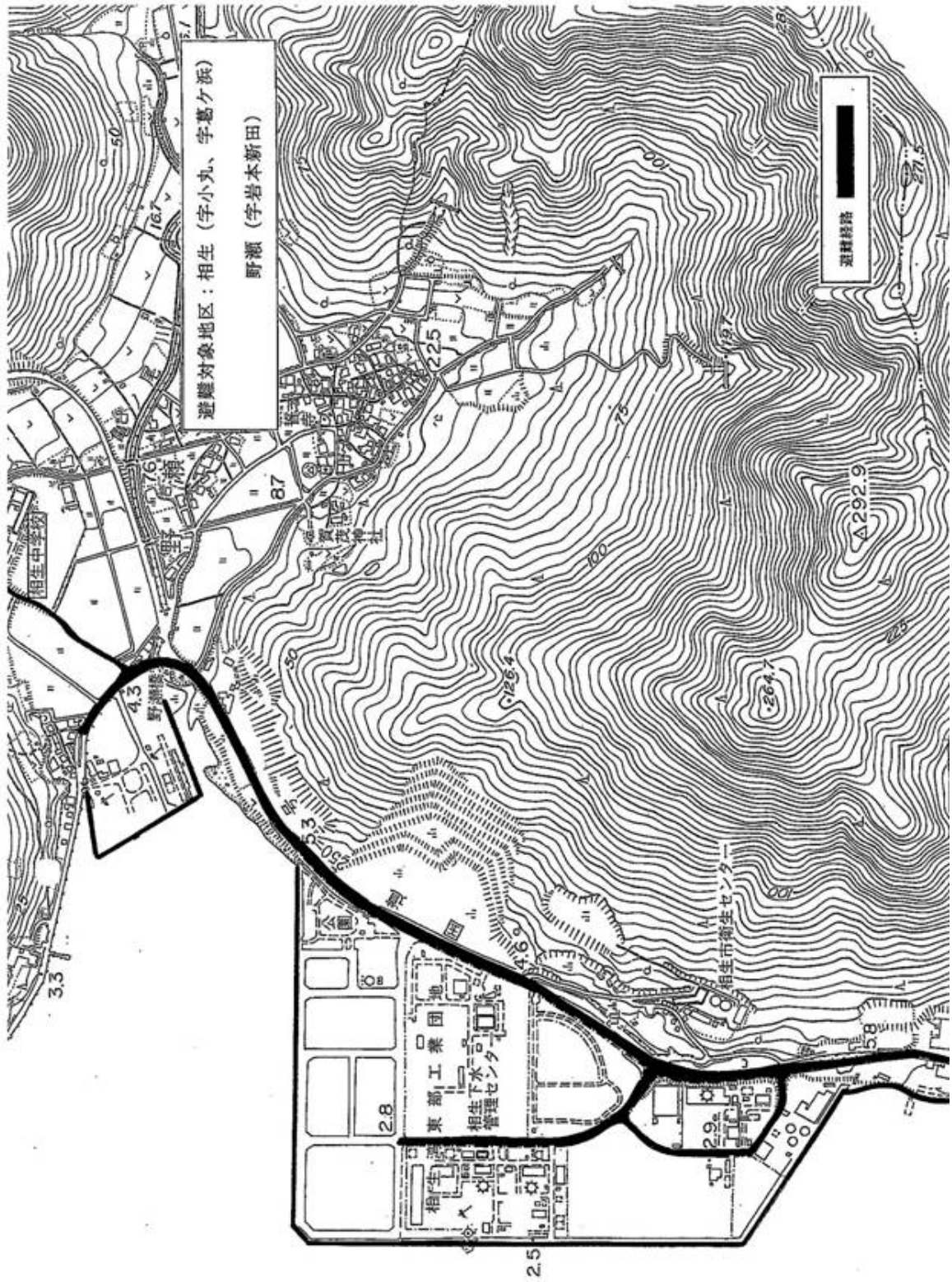
b 策定内容

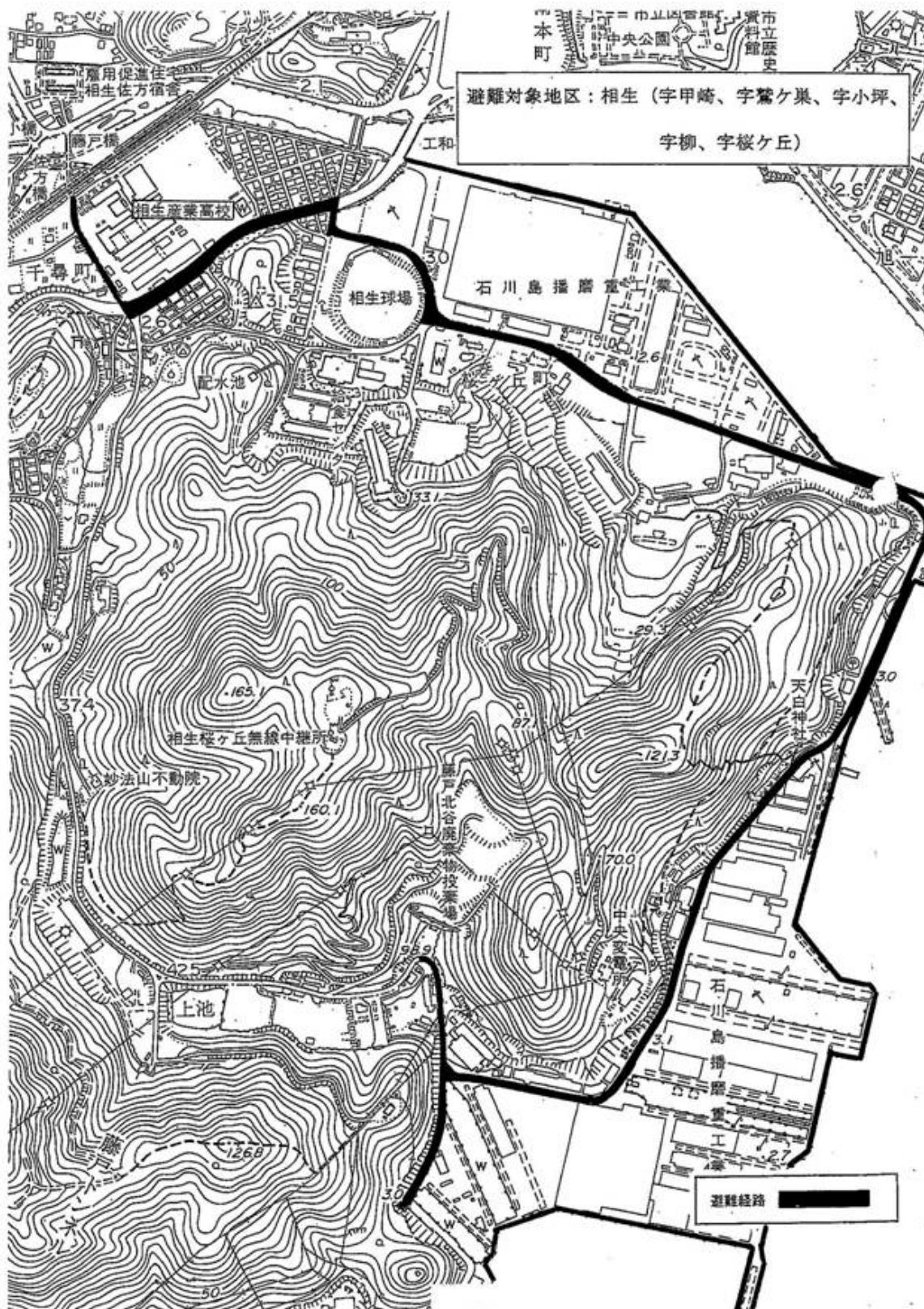
- （a） 津波からの緊急避難場所
（津波からの避難するための施設や避難の目標とする地点）
- （b） 避難の勧告又は指示の伝達手段・方法
- （c） 避難場所にある設備、物資等及び避難場所において行われる救護の措置等

- (d) 避難に関する注意事項
(集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用禁止等)
 - (e) 避難路及び避難経路の設定
 - (f) 津波情報の収集、伝達
 - (g) その他具体的な避難実施に関して津波災害の特性に応じた方法
- (イ) 避難場所については、原則として避難対象地区外とする。また、状況に応じて避難対象地区内にある堅牢な高層建物の中・高層階などの活用を検討する。
- (ウ) 各種防災施設の整備等の状況や被害想定結果の活用などによる検証を通じて避難場所、避難路、避難方法等を見直していく。
- (エ) 避難場所の計画的整備、既存の避難施設の安全性の再評価、沿道建物の耐震化、ブロック塀の補強、土砂災害のおそれのない避難路等安全な避難路の確保、道路幅員の確保等を推進する。
- (オ) 避難対象地区内の居住者等は、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平時から確認しておき、津波が来襲した場合の備えに万全を期すよう努める。
- (カ) 南海トラフ地震対策計画を作成する事業所等避難誘導を実施すべき機関においては、具体的な避難実施の方法等を明示するよう努める。
- (キ) 自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織等は避難の指示があったときは、あらかじめ定めた避難誘導計画及び相生市災害対策本部の指示に従い、市民、従業員、入場者等の避難誘導のための必要な措置を取る。

イ 避難路、避難経路の設定







ウ 避難方法

避難する方法は、原則として徒歩とする。

エ 市民の対応

避難対象地域内の居住者等は、避難地、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平時から確認しておき、津波が来襲した場合の備えに万全を期すよう努めることとする。

オ 避難所

(ア) 避難予定場所の名称及び所在地は、以下のとおりである。

なお、避難所の開設に当たっては、災害の状況により、その都度災害対策本部長が指示し、その全部又は一部を開設するものとする。ただし、災害の状況により、これらの施設では避難者を収容できない場合又は不適當と認めるときは、概ね次の順序により適宜設定するものとする。

- a 公民館・集会所
- b 寺院
- c その他の公共施設
- d その他民間の施設

(イ) 広域避難所（2か所）

災害が広域にわたって人命に著しく大きな被害を及ぼすと予測される場合に、市民の安全を確保するための大規模な避難所

	名 称	所 在 地	電話番号	面積㎡	備 考
1	中央公園	那波南本町 1790 番地 12	080-2509-6363	54,000	
2	スポーツセンター	陸字池ノ上 266 番地 1	23-3901	23,000	兼ヘリ離発着場

(ウ) 指定緊急避難場所及び指定避難所（38か所）

災害による被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容し、生活の救済を図る応急生活の場所

詳細については、第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動の展開」第8節「避難計画（一般災害）」、第9節「避難計画（地震災害）」中に定めるところによる。

カ 避難誘導を実施すべき機関の対応

南海トラフ地震防災対策計画を作成する事業所等避難誘導を実施すべき機関においては、具体的な避難実施の方法、市町との連携体制等を定めることとする。

キ 観光地等の利用者への対応

市は、観光地等の集客場所において、海拔（標高）表示、浸水予想図の掲示、避難場所及び避難経路等の誘導表示などに努め、地域の津波に対する危険性を事前に周知する。

ク 日本語が不慣れな外国人への対応

市は、日本語に不慣れな外国人や地理に不案内な観光客等が多数利用する施設の管理者及びその地域の関係機関とあらかじめそれらの者に対する地震、津波発生時の避難誘導対策について協議、調整を行い、施設管理者が情報伝達及び避難誘導の手段・方法等を定めるよう指導すること。

ケ 港湾・漁業関係者等の避難対策

市は、港湾における就労者、漁業従事者等の避難に関して、港湾関係事業者、漁業協同組合等とあらかじめ協議を行い、港湾関係事業者及び漁業協同組合等が情報伝達及び避難誘導の手段・方法等について定めるよう指導することとする。

コ 船舶・漁船等の港外退避等

市は、姫路海上保安部、県、船舶代理店、漁業協同組合等の関係者と協力し、船舶、漁船等の港外退避等に係る措置について、予想される津波の高さ、到達時間を踏まえ、事前に対応を決めて周知することとする。また、各船舶の船長は、津波予報が発表されたことを確認した場合、自船及び乗組員の安全確保を第一におきつつ、港外への退避・係留等の措置に努めることとする。

(4) 避難指示の発令

ア 避難指示の発令基準

- (ア) 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、市民等の生命及び身体を保護するために必要があるときは、必要と認める地域の必要と認める市民等に対し避難の指示をすることとする。
- (イ) 市長は、避難のための立退きを指示し、又は立退先を指示したときは、速やかにその旨を知事に報告することとする。
- (ウ) 警察官又は海上保安官は、市長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は市長から要求のあったときは、市民等に対して避難の指示をすることとする。この場合、警察官又は海上保安官は直ちに避難の指示をした旨を市長に通知することとする。
- (エ) 災害派遣を命ぜられた自衛官は、天災等により危険な事態が発生した場合に警察官がその場にいないときは、その場に居合わせた者に警告を発し、特に急を要する場合は避難をさせることとする。
- (オ) 強い地震（震度4程度以上）が発生したとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、市長は、必要と認める場合、避難対象地域（津波により避難が必要となることが想定される地域）の市民をはじめ、海浜にある者、海岸付近の市民等に直ちに海浜から退避し、安全な場所に避難するよう指示することとする。
- (カ) 地震発生後、気象庁から津波警報等が発表されたときには、市長は、避難対象地区の市民をはじめ、海浜にある者、海岸付近の市民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう指示することとする。

なお、日本放送協会からの放送以外の法定ルート等により市長に津波警報が伝達された場合にも、同様の措置をとることとする。

イ 避難指示の伝達方法

（ア） 避難指示の内容

- a 市長は、避難を要する地域の市民等に対して、防災行政無線による放送等により伝達を行うとともに、消防機関、自主防災組織等との連携を図り、組織的な伝達を行う。伝達に当たっては、下記の事項を明らかにして市民等に避難の指示の周知を行う。

【避難の指示の内容】

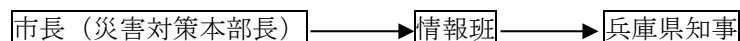
- (a) 避難対象地区
- (b) 避難の理由
- (c) 避難先及び必要に応じた避難経路

- b 市長は、緊急警報放送、テレビ及びラジオ放送により、避難指示の周知を図るため、原則として県を通じて放送局に協力を要請することとする。
- c 事態が急迫している場合及び知事への連絡が困難な場合においては、市長は直接報道機関に放送要請を行う。
- d 市長は、必要に応じて姫路海上保安部、県警察本部等関係機関にも協力を求め、迅速かつ確実な避難指示の周知に努めることとする。

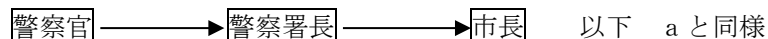
（イ） 避難処置の周知

避難の指示を行った者は、次により必要な事項を通知する。

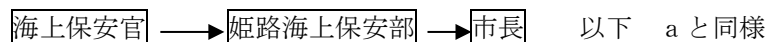
a 市長の措置



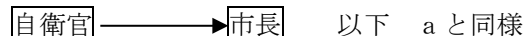
b 警察官の措置



c 海上保安部の措置



d 自衛官の措置



ウ 避難指示の解除

- （ア） 避難指示の解除は、気象庁による津波注意報又は津波警報の解除が発表されるなど、津波による被害発生のおそれがないと判断された時点とし、十分に安全性の確認に努めることとする。

- （イ） 避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに兵庫県知事に報告する。

- (ウ) 市民への周知の方法は、広報車、消防車、立看板、報道機関等の協力により、市民に充分周知できるようにする。

エ 警戒区域の設定

警戒区域の設定は、「避難対象地区の指定」によることとする。

(5) 避難誘導

ア 避難経路の確保

市は、避難対象地域においてあらかじめ定めた避難経路に沿って、危険箇所の表示をするほか、状況に応じて誘導員を配置して避難経路の確保と事故防止に努めることとする。

避難開始とともに、警察官、消防職員等により、危険防止その他必要な警戒を実施することとする。

イ 地域市民の避難誘導

避難指示が発令されたとき、市は、警察官、消防職員、消防団員の協力を得て、自主防災組織等の単位であらかじめ指定している避難場所に誘導することとする。

また、学校（園）、社会教育施設、社会福祉施設等においては、各施設の管理者が、児童・生徒・施設利用者等を安全に避難誘導する。

自主防災組織、施設管理者及び事業所の自衛消防組織等は避難の指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び市災害対策本部の指示に従い、市民、従業員、入場者等の避難誘導のための必要な措置をとることとする。

ウ 避難先の決定

避難先は、下表を基準として、安全を確認して決定する。

避難の理由	避難先
・津波警報の発表により避難するとき	指定緊急避難場所
・がけ崩れ等の地変により避難するとき	指定避難所
・有毒ガス等の危険物質の流出により避難をするとき	津波一時避難場所

エ 避難の方法

避難の指示に関しては、次の点についても周知徹底を図るものとする。

- (ア) 避難に際し、火気、薬品その他危険物等の始末及び電気、ガスの保安措置を行うこと。
- (イ) 最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の食糧、最小限の着替肌着、照明器具等を携行すること。
- (ウ) 避難時の状況に応じて防寒具、雨具等を携行すること。
- (エ) 避難に際しては、自治会単位等で集団避難を行うものとする。

オ 避難の順序

避難の順序は、原則として次の順序とする。

- (ア) 高齢者、乳幼児、病人、身体障害者、妊産婦及びこれらに必要な介助者
- (イ) 一般市民
- (ウ) 防災義務者

カ 避難誘導の留意事項

- (ア) 津波の避難誘導に当たる者は、地震発生後の余震や津波発生状況、津波到達予測時間、更には避難路周辺の火災発生被害等の状況を把握した上で、避難誘導時における二次的な防止に努めることとする。
- (イ) 避難行動に伴う混乱の発生を防ぐため、避難誘導に当たる者は、警察や防災関係機関と協議を行い、下記に示すことに留意し、避難者の安全確保に努めることとする。
 - a 避難誘導員は毅然たる態度で、避難経路及び避難地を明確に指示すること。
 - b 避難誘導員自らパニック状態に巻き込まれないこと。
 - c 避難行動の際は市民の協力を得ること。
 - d 市民を決して走らせないこと。
 - e 市民の携行品は必要最小限にとどめること。
 - f 避難等をしない者は説得すること。

キ 船舶・漁船等の港外退避等

各船舶は、津波予報が発表されたことを確認した場合、船長の判断により港外への退避・係留等の措置に努めることとする。

(6) 避難所等の維持・運営

- ア 避難所の開設は市長がこれを決定する。ただし、応急の必要がある場合には最も迅速に対応できる者（施設管理者、自主防災組織代表者等）が避難所を開設することができる。
- イ 市は、市民の避難が必要な災害が発生したときは、直ちに福祉避難所に指定されている施設の管理者と連絡を取り、施設・設備の被害状況等を確認し、福祉避難所の開設を要請する。
- ウ 市は、避難所を開設した場合は、当該避難所に必要な設備、資機材の配備及び食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣を行うこととする。
- エ 市は、避難後に実施する救護の内容を定めることとする。
- オ 市は、避難した者が避難所で自主防災組織を中心として円滑に避難所の運営ができるよう、必要な支援を実施することとする。特に、避難所への津波警報等の情報提供について配慮することとする。
- カ 災害発生直後の避難所運営は、避難者数、要給食者数等最小限必要となる項目を中心に情報の把握を行い、これに基づいて行う。時間経過とともに避難者のニーズが多様化することから、これらの把握を的確に行い、対応するなど、運営の改善に努める。指定避難所の運営は、市災

害対策本部と連携して行う。避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。

キ 市災害対策本部は、一般電話、携帯電話等が、災害発生直後機能しない場合があることを念頭に置き、避難所との間の情報伝達手段・ルートを確認する。

ク 市は、避難所での救護に当たっては、次の点に留意することとする。

(ア) 市が避難所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりとする。

- a 収容施設への収容
- b 飲料水、主要食糧及び毛布の供給
- c その他必要な措置

(イ) 市は(ア)に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、必要に応じて次の措置をとることとする。

- a 流通在庫の引き渡し等の要請
- b 県に対し県及び他の市町が備蓄している物資等の供給要請
- c その他必要な事項

ケ 避難所の施設・設備の整備にあたっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも十分配慮することとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、赤穂健康福祉事務所等と連携し、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

コ 市は、避難所において、要配慮者や子育て家庭に対して十分な配慮を行うとともに、運営に女性を参画させるなど、男女双方の視点に十分配慮することとする。

サ 市は、過去の災害での事例を参考に必要なトイレを確保する。仮設トイレ等が必要な場合には、使用する者の事情や現場の状況を踏まえ、協定事業者、県等への応援要請を行う。トイレは避難者が中心となって清掃等を適切に行って健康被害の防止と衛生対策に努める。

シ 市は、平時から地域の状況等も考慮の上、避難所ごとに断水時の生活用水の確保方策を検討し、準備しておくこととする。

ス 避難した居住者等は、自主防災組織等の単位ごとに互いに協力しつつ、避難所の運営に努めることとする。

詳細については、第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動の展開」第8節「避難計画（一般災害）」、第9節「避難計画（地震災害）」に定めるところによる。

(7) 要配慮者の避難支援

市は、他人の介護等を要する者等に対しては、避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意することとする。

(ア) 市は、防災担当部と福祉担当部の連携の下、平時から、要配慮者に関する情報を把握するよう努めるとともに、このうち、自力での避難が困難な要配慮者については名簿を整備・更新し、庁内関係課と共有する。

また、本人の同意を得ることを基本に、名簿を民生委員・児童委員、自主防災組織、自治会等に提供する。

(イ) 市は、要配慮者名簿を基に、対象者一人ひとりに支援者を決めるなどの地域における支援

体制の整備に努めることとする。

- (ウ) 市は、発災時には、要配慮者名簿を効果的に利用し、地域の避難支援組織、福祉サービス事業者、支援団体等を通じて、要配慮者の安否確認を行い、救助、避難誘導を迅速的確に行うこととする。
- (エ) 市長より避難の指示が行われたときは、(ア)に掲げる者の避難場所までの介護及び搬送は、原則としてあらかじめ定める避難支援者が担当することとし、市は自主防災組織を通じて介護又は搬送に必要な資機材の提供その他の援助を行うこととする。
- (オ) 避難は原則として徒歩によるものとするが、徒歩による避難が困難な要配慮者については、自動車避難に伴う危険性を考慮しつつ、自動車利用も含め、地域の実情に応じた避難方法を検討しておくこととする。
- (カ) 地震が発生した場合、市は(ア)に掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うこととする。また、社会福祉施設等が福祉避難所となっている場合にあっては、当該施設の入所者へのサービスの提供等が低下しないよう、福祉避難所担当市職員の派遣、必要な備品の貸与、備蓄食糧の提供など必要な支援を行う。

詳細については、第2編「災害予防計画」第5章「災害の予防と被害軽減対策」第17節「要配慮者支援対策の充実」及び第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動の展開」第20節「要配慮者対策計画」に定めるところによる。

(8) 地下空間の浸水対策

- (ア) 市は、津波浸水時における地下空間での危険性の周知・啓発を図る。
- (イ) 市は、南海トラフ地震防災対策計画（一定の事業者が南海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保等に関し作成する計画）の届出等の機会を活用して、管理者に対して、止水板の設置、化学土のうの備蓄などの備えや、不特定多数の利用者の円滑な避難誘導策等について、助言することとする。

第5節 消防機関等の活動

市は、消防機関が、市民の円滑な避難の確保等のために取る措置として、自主防災組織等の津波避難計画作成等に関する指導を重点として定めることとする。

1 実施主体

	担 当 班	項 目
市 担 当	各班	(1) 市の措置
		(2) 水防管理団体等の措置
		(3) 消防団員等の安全管理
		(4) 消防団員の充実強化
関係機関	西はりま消防組合相生消防署	

2 取組み内容

(1) 市の措置

消防機関が津波からの円滑な避難の確保等のためにとる措置として、次の事項を重点として定めることとする。

- (ア) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- (イ) 津波からの避難誘導
- (ウ) 土のう等による応急浸水対策
- (エ) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
- (オ) 救助・救急等
- (カ) 緊急消防援助隊等応援部隊の進出及び活動拠点の確保

(2) 水防管理団体等の措置

地震が発生した場合は、水防管理団体等は、次のような措置をとることとする。

- (ア) 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
- (イ) 水門、陸閘等の操作又は操作の準備及び人員の配置
- (ウ) 水防資機材の点検、整備及び配備

(3) 消防団員等の安全管理

市は、津波災害対応時の消防団員、消防職員等の安全確保に関する計画やマニュアルを作成し、次の対応を基本に安全管理を徹底することとする。

- (ア) 団員及び職員等も身に危険が迫れば退避する。
- (イ) 津波の浸水想定区域内の活動については、「活動可能時間」を判断し、必要最低限の活動内

容と退避のルールを定める。

- (ウ) 訓練等により出動・退避に係る移動の迅速化及び限られた時間内に効果的な活動を行う能力の向上に努める。
- (エ) 安全管理の基本的な考え方、具体的なルール等について、事前に市民に周知し、理解を得ておく。

（４）消防団員の充実強化

市は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の趣旨を踏まえ、消防団の充実・強化に取り組む。

その他詳細については、第2編「災害予防計画」第1章「住民との協働による防災力の向上」第7節「消防団の防災力の向上」及び第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動の展開」第2節「消防活動計画」、第3節「水防計画」及び第4節「被災者救出計画」に定めるとおりとする。

第6節 ライフライン事業者関係

津波災害に関わる水道、電気、ガス、通信、放送事業者が行う措置について定める。

1 実施主体

	担 当 班	項 目
関係機関	各ライフライン事業者	(1) 水道
		(2) 電気
		(3) ガス
		(4) 通信
		(5) 放送

2 取組み内容

(1) 水道

津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置について定める。また、応急復旧活動に当たっては、指定避難所等への給水の確保を優先的に行うこととする。

詳細については、第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動の展開」第3.2節「上水道に関する災害応急対策計画」に定めるとおりとする。

(2) 電気

電気事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を可能な限り実施する。また、電気は、津波警報等の伝達や避難時の照明等の確保、円滑な避難を行うために必要なものであることから、電力供給のための体制確保等とすべき措置を講じる。

詳細については、第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動の展開」第2.9節「電力事業災害応急対策計画」に定めるとおりとする。

(3) ガス

(ア) ガス事業者の管理者等については、津波からの円滑な避難を確保するため、利用者によるガス栓の閉止等火災等の二次災害防止のために必要な措置に関する広報を実施する。

(イ) 兵庫県プロパンガス協会相生支部が行う措置

消費者が講ずるべき、地震・津波への備えと、発生時の取り扱いや緊急処置方法、注意点等を記載した地震対策チラシを作成・配布するなどの広報を行う。

詳細については、第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動の展開」第3.0節「ガス事業災害応急対策計画」に定めるとおりとする。

（４）通信

電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保、地震発生後に通信アクセスが集中する輻輳時の対策等を実施する。

詳細については、第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動の展開」第3.1節「電気通信事業災害応急対策計画」に定めるとおりとする。

（５）放送

- （ア） 放送事業者は、放送が、居住者等及び観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達のため不可欠なものであるため、津波に対する避難が必要な地域の居住者等及び観光客等に対しては、大きな揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努める。
- （イ） 放送事業者は、県、市、防災関係機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関、居住者等、観光客等が津波からの円滑な避難活動を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意する。
- （ウ） 放送事業者は、発災後も円滑な放送を継続し、津波警報等を報道できるようあらかじめ、必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講じることとし、その具体的内容を定める。

第7節 交通対策

都市生活の基盤をなす道路、交通網等のライフライン施設等の被害は、都市機能を麻痺させ、市民の生活や社会活動に極めて大きな影響を与える。そのため、津波災害に対する道路及び海上の対策を定める。

1 実施主体

	担 当 班	項 目
関係機関	公安委員会及び道路管理者	(1) 道路
	姫路海上保安部	(2) 海上
	鉄道事業者	(3) 鉄道
	一般旅客運送に関する事業者	(4) 乗客等の避難誘導等

2 取組み内容

(1) 道路

公安委員会及び道路管理者は、津波の来襲により危険度が高いと予想される区間及び避難路として使用が予定されている区間についての交通規制の内容を定めるとともに事前の周知措置を講じる。

なお、公安委員会は、必要に応じ隣接する府県の公安委員会との連絡を密にし、交通規制の整合性を広域的に確保する。

(2) 海上

- (ア) 姫路海上保安部は、船舶交通の輻輳が予想される海域において必要に応じて、船舶交通の整理・指導を行う。この場合緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努めることとする。
- (イ) 姫路海上保安部は、海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又禁止することとする。
- (ウ) 姫路海上保安部は、海難船舶又は漂流物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生じるおそれのあるときは、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを勧告し、又は命じることとする。
- (エ) 港湾管理者は、港内航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合は、漂流物除去等に努めることとする。
- (オ) 姫路海上保安部は、津波による危険が予想される場合においては、船舶を安全な海域への退避等が円滑に実施できるよう措置を講ずることとし、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、その具体的内容を定めることとする。
- (カ) 船舶への津波情報を迅速・的確に伝達するため、姫路港・相生港・赤穂港台風・津波対策委員会など、関係団体との連携を図る。

（3）鉄道

鉄道事業者は、走行路線に津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合等において、運行の停止等の運行上の措置を講じることとする。

（4）乗客等の避難誘導等

一般旅客運送に関する事業者は、船舶等の乗客や港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等を定める。

第8節 市が自ら管理又は運営する施設に関する対策

避難対象地区において、市が自ら管理する庁舎等の重要公共施設における津波避難に関わる対策について定める。

1 実施主体

	担 当 班	項 目
市 担 当	各班	(1) 不特定多数かつ多数の者が出入りする施設
		(2) 工事中の建築物等に対する措置

2 取組み内容

(1) 不特定多数かつ多数の者が出入りする施設

市が自ら管理する庁舎、社会教育施設、社会福祉施設、図書館、病院、学校等においては、それぞれの施設の管理者が、次の事項に配慮して対策を定めることとする。

なお、地震発生時の津波来襲に備えた緊急点検、巡視の実施が必要な箇所及び実施体制の整備に関しては、職員の安全のため津波からの避難に要する時間を配慮する。

【南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法による防災対策計画作成義務施設】

劇場、映画館、飲食店、百貨店等店舗、旅館・ホテル、病院、図書館・博物館・美術館、公衆浴場、車両の停車場、船舶・航空機の発着場、神社・寺院・教会、駐車場、地下街、文化財として指定された建造物等

ア 各施設に共通する事項

(ア) 津波警報等の入場者等への伝達

〈留意事項〉

- a 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討すること。
- b 避難地、避難経路、避難対象地域、交通規制状況及びその他必要な情報をあわせて伝達するよう事前に検討すること。

なお、施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、また弱い地震であっても長いゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報が発表される前であっても直ちに避難するよう来場者等に対し、伝達する方法を明示すること。

(イ) 応急対策を実施する組織の確立

(ウ) 入場者等の安全確保のための退避等の措置

(エ) 施設の防災点検及び設備・備品等の転倒・落下防止措置

- (オ) 出火防止措置
- (カ) 水、食料等の備蓄
- (キ) 消防用設備の点検及び整備
- (ク) 非常用発電装置の整備及びテレビ・ラジオ・コンピューターなど情報を入手するための機器の整備
- (ケ) 防災訓練、教育及び広報

イ 個別事項

- (ア) 庁舎等公共施設のうち津波避難実施上大きな役割を果たすもの
その機能を果たすため、非常用発電装置の整備、水・食料等の備蓄、テレビ・ラジオ・コンピューター等情報を入手するための機器の整備など必要な措置を講ずることとする。
- (イ) 病院・診療所等
重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置を講ずることとする。
- (ウ) 学校等
次の措置を講ずることとする。
 - a 当該学校等が、市の定める津波避難対象地域にあるときは、避難の安全に関する措置（幼児・児童・生徒の保護者への引渡方法）
 - b 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置
 - c 地域市民の避難場所となる施設については市民等の受入等

（２）工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設について、津波来襲に備えて安全確保上実施すべき措置についての方針を定める。この場合において、原則として工事の中断の措置を講ずることとし、特別の必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮する。

第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

第1節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項

南海トラフ地震が発生した場合の被害を最小限に軽減するための各種防災施設等の整備について定める

1 実施主体

	担 当 班	項 目
市 担 当	防災班	(1) 施設整備の方針
	建設農林総務班	(2) 災害防止施設等の整備
		(3) 地盤災害の予防施設等の整備

2 取組み内容

(1) 施設整備の方針

地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を促進するため、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画を推進する。

- (ア) 市は地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の推進について、地震防災緊急事業五箇年計画を基に、その必要性及び緊急度に従い、年次計画を作成し実施することとする。
- (イ) 年次計画の作成に当たっては、東南海・南海地震その他の地震に対する防災効果を考慮することとする。
- (ウ) 施設等の整備に当たっては、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮して行うこととする。

(2) 災害防止施設等の整備

ア 河川、海岸及び港湾施設の整備方針

- (ア) 耐震性を有する設計及び計画的な施設整備の実施
- (イ) 津波に対処する水門・樋門及び内水排除施設の的確な操作体制の確保
- (ウ) 危険度が高いと予測される河川等の周辺地域への周知徹底
- (エ) 海岸保全施設整備事業の計画的な改修

イ 内水排除施設の整備方針

内水の排水は、山地排水、街路排水、家庭排水、農業用水の調整、海岸高潮等の広範囲の問題として位置づけ、治山、治水、都市河川改修、公共下水道、高潮対策等の事業と一体的に行って解決を図る。

ウ ため池の整備方針

地震による決壊によって災害を招くおそれがあるため池の耐震診断を行い、耐震性不備とされたため池については、ため池耐震化対策工事を計画的に実施する。

また、定期的なため池点検を行い、漏水や施設の機能不全など、構造上問題があると判断されたため池については、施設改修などを計画的に実施する。

（3）地盤災害の予防施設等の整備

ア 急傾斜地崩壊防止事業の整備計画

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条の規定による区域の指定を全危険箇所行うよう県に対して要請を行うとともに、指定箇所の崩壊防止施設の早期完成を促進する。

イ 山地災害危険地区の整備計画

山地災害危険地区において県が行う治山事業に協力するとともに、未整備地区の早期整備を要請する。

ウ 土石流危険渓流の整備計画

土石流危険渓流に対する県の砂防事業に協力し、保全対象の安全確保を図るとともに、地域市民と協力して土石流に対する警戒避難体制を整備する。

エ 地盤の液状化の予防対策

- （ア） 土木施設構造物（道路施設、河川施設及び橋梁等）
 - ・ 地盤改良による工法
 - ・ 構造物で対処する工法
- （イ） 建築物
 - ・ 建築物に施す対策工法
 - ・ 地盤内に施す対策工法
- （ウ） 地下埋設物（上下水道、電気、電話の管路）
 - ・ 地下埋設管理路の対策工法
 - ・ 地盤の改良工法

第2節 建築物等の耐震化の推進

庁舎、病院、学校等の公共建築物及び交通施設等の防災上重要な施設について、計画的に耐震性を強化するとともに、一般建築物の耐震性強化を促進するための対策について定める。

1 実施主体

	担 当 班	項 目
市 担 当	防災班	(1) 市の公共施設の耐震性確保
	建設農林総務班	(2) 一般建築物耐震化の促進

2 取組み内容

(1) 市の公共施設の耐震性確保

災害時に避難場所となる公共建築物等については、耐震診断の実施、耐震化の促進を図る。

(2) 一般建築物耐震化の促進

ア 一般建築物の耐震化の促進

一般建築物については、昭和56年建築基準法施行令改正前の既存建築物の耐震改修を推進するため、市民に対して簡易耐震診断の実施に向けた啓発を行う。

イ 耐震改修支援（県事業：ひょうご住まいの耐震化促進事業）

県は、民間住宅の耐震改修を促進するため、耐震診断、改修計画の策定及び耐震改修に要する費用の一部を補助する。

第6章 地域防災力の向上及び防災訓練計画・防災教育・広報

第1節 地域防災力の向上

市は、日頃から市民に対して、災害の危険性について周知徹底を図るとともに、防災訓練や防災教育を通じて防災に関する知識を普及するよう努める。

1 実施主体

	担 当 班	項 目
市 担 当	防災班	(1) 家庭での防災対策
		(2) 自主防災組織の充実・強化
		(3) 企業の防災活動及び地域防災活動への参加促進

2 取組み内容

(1) 家庭での防災対策

市民は、「自らの命は自らが守る」という防災の原点に立って、「耐震化」、「室内安全」、「備蓄」及び「避難」を主なテーマとし、家庭において、自ら災害に備えるための手段を講じるよう努めることとする。

ア 事前の備え

- (ア) 住まいの安全チェック
 - a 専門家による住宅の耐震診断を受け、必要に応じて耐震補強を行う。
 - b 家具の転倒防止対策を実施する。
- (イ) 家庭での防災会議の開催
 - 定期的に家族で話し合いの場を持ち、非常持ち出し品の搬出、火の始末などの役割分担を決め、避難所及び避難経路を確認しておく。また、家族が別々の場所で被災した場合の連絡方法（伝言ダイヤルの利用など）及び最終的な集合場所を決めておく。
- (ウ) 防災知識・技術の習得
 - 人と未来防災センターなどの施設を見学したり、救急救命訓練などの各種講座に参加して防災関連知識・技術を習得する。
- (エ) 備蓄品・非常持ち出し品の準備
 - 食料、水等は、家族構成を考慮して最低でも3日間、可能な限り1週間分程度を備蓄する。
 - また、避難所などでの生活を想定し、必要最低限の衣類、医薬品などを準備し、リュックなどに入れて持ち出しやすい場所に置いておく。

イ 災害時の行動に関する心構え

（ア） 揺れへの心構え

- a 地震発生直後は、布団などで頭を保護し、机の下などで身を守る。
- b あわてて外に飛び出さない。
- c 揺れが収まった後、火元の始末を確認する。
- d 避難する場合には、家に避難先、安否情報のメモを残す。
- e ブロック塀には近づかない。
- f 靴を履いて外に出る。
- g 自動車では避難しない。

（イ） 津波への心得

- a 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- b 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- c 浸水想定区域外でも浸水する可能性があることから、できるだけ高い所に避難する。
- d 津波注意報が発表されたら、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
- e 正しい情報をラジオ、テレビ、防災行政無線などを通じて入手する。
- f 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報等解除まで気を緩めない（最低6時間は避難所に滞在する）。
- g 津波見物は絶対にしない。
- h 海岸や河川からできるだけ遠くの高い所に避難する。
- i 避難指示は守り、避難所に避難する（避難所には多くの情報が集まる）。
- j 逃げ遅れたら、近くの鉄筋コンクリートの建物の3階以上に避難する。

その詳細は、第2編「災害予防計画」第1章「市民との協働による防災力の向上」第1節「市民の防災力の向上」及び第2節「家庭における防災力の向上」に定めるところによる。

（2）自主防災組織の充実・強化

地震・津波災害による被害を最小限にとどめるには、国、県、市及び防災関係機関のみならず、地域市民の自主防災組織による出火防止、初期消火、被災者の救出・救護活動等が非常に重要である。

このため、市は、日頃から地域市民の協力を得て、自主防災組織の強化を図るとともに、訓練、広報、指導助言等を行う。

自主防災組織は、市や防災関係機関と協力し、地域の防災は自らの手で担う意欲を持って活動するものとする。

その詳細は、第2編「災害予防計画」第1章「市民との協働による防災力の向上」第3節「自主防災組織の防災力の向上」に定めるところによる。

（3）企業の防災活動及び地域防災活動への参加促進

南海トラフ地震防災対策推進基本計画において、南海トラフ地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として定められた者については、対策計画等に基づき対策を実施することとする。

特に、危険物施設の所有者等は、十勝沖地震（平成15年9月）の状況等を踏まえ、屋外貯蔵タンクの浮き屋根の機能確保、固定消火設備の有効性確保及び耐震改修の促進を図る。

その他の企業においても、災害時に果たす役割（生命の安全確保、被災従業員への支援、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）及び被災従業員への支援を含めた防災計画を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めることとする。

その詳細は、第2編「災害予防計画」第1章「市民との協働による防災力の向上」第4節「事業所の防災力の向上」に定めるところによる。

第2節 防災訓練計画

推進地域における南海トラフ地震等を想定した防災訓練等の実施について定める。

1 実施主体

	担 当 班	項 目
市 担 当	防災班	(1) 市・防災関係機関における防災訓練の実施
	学校教育班 市立学校班 市立幼稚園班	(2) 学校における津波防災訓練の実施

2 取組み内容

(1) 市・防災関係機関における防災訓練の実施

- (ア) 市及び防災関係機関は、推進計画の熟知、関係機関相互の連携及び市民、自主防災組織との協調体制の強化を目的として、南海トラフ地震等を想定した防災訓練を定期的実施する。
- (イ) 上記(ア)の防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難その他の災害応急対策を中心とする。
- (ウ) 市は、県、防災関係機関、自主防災組織、防災士等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。
 - a 要員参集訓練及び本部運営訓練
 - b 要配慮者本人の参加した避難訓練、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - c 津波警報等の情報収集及び伝達訓練
 - d 災害の発生の状況、避難指示及び自主避難による各避難場所等への避難者の人数について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練
- (エ) 市は、津波到達時間の予測を考慮しつつ、自主防災組織等の訓練内容を綿密かつ実践的なものとするよう努める。

(2) 学校における津波防災訓練の実施

市や市教育委員会指導の下に定期的に訓練を行う。

〔訓練の目的〕

- (ア) 震災や津波災害に対して、沈着、冷静及び迅速に行動することの意味や必要性を理解させ、身の安全を守る動作及び方法を身につけさせる。
- (イ) 避難対象地域に所在する学校は、津波警報発表を想定して、鉄筋コンクリートの建物の3階以上への避難訓練等を進めることとする。
- (ウ) 地域及び保護者と連携した防災訓練の際、津波災害について触れることとする。
また、津波災害を想定した避難訓練を実施することとする。

- （エ） 避難訓練を実施する際には、児童・生徒がハンディキャップのある児童・生徒と一緒に避難することができるよう配慮をすることとする。
- （オ） 避難の実践を通して、災害予防の意識を高め、安全体制を作る。
- （カ） 集団行動を通して、規律と協力の精神を養い、積極的な協力と実践する態度を育てる。
- （キ） 在宅時における休校措置等の連絡を確実なものとし、登校時における事故発生を防止できるよう適切な連絡体制をつくる。
- （ク） 自然学校、校外学習等で海浜部を利用する場合は、津波防災に関する学習及び訓練の実施に努めることとする。

第3節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

防災関係機関、自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、南海トラフ地震対策上必要な教育及び広報を推進するものとする。

1 実施主体

	担 当 班	項 目
市 担 当	防災班	(1) 市民等に対する教育及び広報
	学校教育班 市立学校班 市立幼稚園班	(2) 児童・生徒等に対する教育
	防災班	(3) 防災上重要な施設の管理者に対する教育
		(4) 市職員に対する教育
		(5) 相談窓口の設置

2 取組み内容

(1) 市民等に対する教育及び広報

- (ア) 市は、市民等の南海トラフ地震に対する防災意識の向上を図るとともに、これに対する備えを充実させるために必要な措置を講ずるよう努める。
- (イ) 市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。
- (ウ) 市の実施する防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うこととし、その内容は、次の事項を含むことを基本とする。
- a 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
 - b 地震及び津波に関する一般的な知識
 - c 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
 - d 正確な情報入手の方法
 - e 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
 - f 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
 - g 各地域における避難場所及び避難路に関する地域
 - h 情報収集に必要なラジオの携行等、非常時持ち出し品の備えの徹底
 - i 平素市民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の家庭内対策の内容
 - j 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容
- (エ) 市は、教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意しな

がら、実践的な教育を行う。

- (オ) 市は、地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等具体的に居住者等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を与えるための体制の整備についても留意する。
- (カ) 市は、現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレット・チラシの配布及び避難誘導看板を設置するなど、避難対象地区、避難場所、避難路等についての広報を行うよう留意する。
- (キ) 市は、県による津波シミュレーション等を基に、避難場所等を盛り込んだ津波浸水ハザードマップを作成し、地域市民等への周知に努めることとする。

（２）児童・生徒等に対する教育

市及び教育委員会は、小学校、中学校、高等学校等において、次のことに配慮した実践的な教育を行う。

- (ア) 過去の地震及び津波災害の実態
- (イ) 津波の発生条件及び高潮、高波との違い
- (ウ) 地震・津波が発生した場合の対処の仕方
- (エ) ハザードマップの作成を保護者、地域市民と共に取組み、自分の家、学校及び地域の様子を知ること

（３）防災上重要な施設の管理者に対する教育

防災上重要な施設の管理者は、市が実施する研修に参加するよう努める。市は、防災上重要な施設の管理者に対する研修の実施に配慮する。

（４）市職員に対する教育

市は、災害応急対策業務に従事する職員を中心に、その果たすべき役割に応じて、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、研修等を活用し、必要な防災教育を行う。防災教育の内容は次の事項を含むものとする。

- (ア) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (イ) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (ウ) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (エ) 職員等が果たすべき役割
- (オ) 地震防災対策として、現在、講じられている対策に関する知識
- (カ) 今後、地震対策として取組む必要のある課題
- (キ) 家庭内での地震防災対策の内容

（５）相談窓口の設置

本市における地震対策等の実施上の相談窓口としては、企画総務部危機管理課とする。

第7章 南海トラフ沿いにおける地震の連続発生等への対応

第1節 南海トラフ沿いにおける地震の連続発生等への対応

南海トラフ沿いにおいて、複数の地震が数時間から数日間の時間差で連続して発生する可能性があることを踏まえ、後発の地震への対応について定める。

1 実施主体

	担 当 班	項 目
市 担 当	防災班	(1) 内容
		(2) 対応方針
	建設農林総務班	(3) 応急危険度判定の迅速化等

2 取組み内容

(1) 内容

ア 気象庁の南海トラフ地震臨時情報の発表

気象庁は、南海トラフ地震の発生可能性が平時と比べて相対的に高まったと評価された場合に、南海トラフ地震臨時情報として次の情報を発表する。

(ア) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）

南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりを観測した場合、気象庁が大規模地震発生との関連性について調査を開始する旨を示す情報

(イ) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でモーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価が出された場合、後発地震の発生の可能性が平時と比べて相対的に高まっている旨を示す情報

(ウ) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でモーメントマグニチュード7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でモーメントマグニチュード7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価した場合、後発地震の発生の可能性が平時と比べて相対的に高まっている旨を示す情報

イ 時間差発生等における円滑な避難の確保等

（ア） 南海トラフ地震臨時情報等の伝達等

市は、南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合の情報の収集・伝達について、津波警報・注意報発令時の伝達系統に準じて実施することとする。

（イ） 南海トラフ地震臨時情報（調査中）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）等が発表された場合、その後の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）等の発表に備え、それぞれの役割、その実施体制等について確認を行うこととする。

（ウ） 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

a 防災組織の設置

市における防災組織については、本防災計画第3編「災害応急対策計画」第2章「迅速な災害応急活動体制の確立」第1節「組織及び職員の動員等」で定めるところによる。

b 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

c 消防機関等の活動

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のためにとる措置を定めるものとする。

d 水道、電気、ガス、通信、放送関係

市は、必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。

その他、水道事業者、電気事業者、ガス事業者、通信事業者及び放送事業者についても必要な体制を確保するものとする。

e 市が管理又は運営する施設等に関する対策

市は、自らが管理する公共施設等における津波避難に関わる対策として、津波警報、南海トラフ地震臨時情報等の入場者等への伝達、施設の防災点検、設備・備品等の転倒・落下防止措置等必要な措置を講じるものとする。

（エ） 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

a 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

b 市のとるべき措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。また、市が管理又は運営する施設等について、点検等を行うこととする。

（2）対応方針

- （ア） 市は、南海トラフ沿いで地震が連続して発生した場合に生じる危険について市民に周知するなど、市民意識の啓発に努めることとする。
- （イ） 先行する地震（例：東南海地震の領域）が発生した場合、後発地震（例：南海地震）により大きな津波の来襲が懸念される地域、土砂災害の発生が懸念される地域等では、数日間に限っての避難の実施を検討することとする。
- （ウ） 数日間避難した後、地震が発生しない場合には、原則として最大限の警戒を呼びかけた上で避難の解除を検討することとする。

（3）応急危険度判定の迅速化等

市は、最初の地震で脆弱になった建築物等が次の地震で倒壊することにより発生する人的被害を防止するため、建築物や宅地の応急危険度判定等を早急に実施するとともに、危険な建築物、宅地等への立入禁止を強く呼びかける。

第6編 津波災害対策計画（南海トラフ地震防災対策推進計画）

第7章 南海トラフ沿いにおける地震の連続発生等への対応

第1節 南海トラフ沿いにおける地震の連続発生等への対応

（空白ページ）